

● 第2章 ●

人権教育のすすめ方

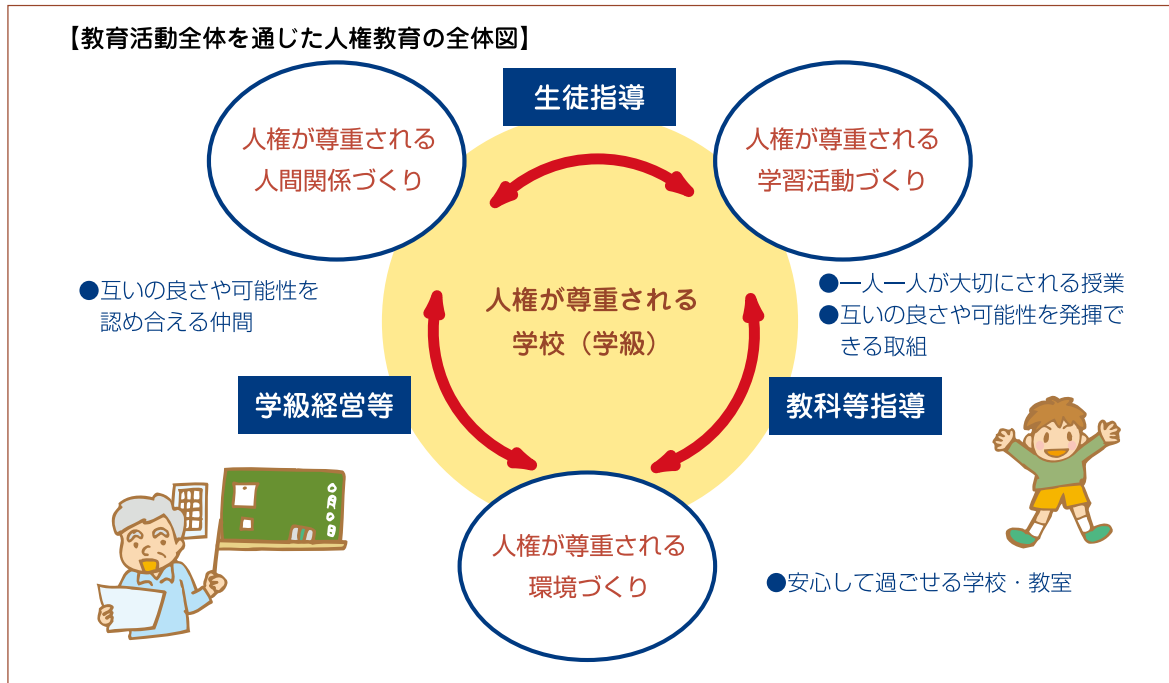


1

人権尊重の学校づくり



(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進



学校における人権教育は、教育活動全体を通して行われるものです。それは、人権教育で育てたい資質や能力が、単に児童生徒に繰り返し言葉で説明したり、知識を理解させたりする学習だけで身に付くものではないからです。

そのため、学校では、生徒指導や教科等の指導、学級経営、その他の学校生活のあらゆる場面を通じた人権教育の推進が必要です。校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解したうえで、「人権が尊重される学習活動づくり」や「人権が尊重される人間関係づくり」と「人権が尊重される環境づくり」が一体となった学校全体としての取組が望まれます。

①人権教育の充実を目指した教育課程の編成

学校の教育課程には、それぞれ各教科等の目標や特質があります。

その中には、教科等の目標そのものが人権教育で育てたい資質・能力に関わるものや取り扱う教材が人権に関わるもの、学習活動を行うことで人権感覚が育まれるもの等、人権教育と関連する学習場面や内容が数多く存在します。

したがって、学校の人権教育を充実させるためには、人権教育で育てたい



資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を明確にし、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等との関連を図った教育課程を編成することが必要です。

そして、双方の目標やねらいが達成できるように、指導内容や学習活動を互いに結び付け、効果を高めることができるように実践していく中で、人権や人権課題についての学習（人権学習）を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図ります。

さらに、児童生徒が人権に関する学習に主体的に関与し、人権意識や態度、実践力を身に付けさせていくことができるよう、次の点に留意することも大切です。

【教育課程の編成にあたっての留意点】

■「地域の教育力」の活用

教科等の特質に応じて、地域の「人・もの・こと」を活用する。

■「体験的な活動」の導入

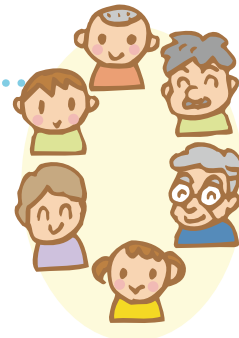
体験活動の活用により、人権についての態度、技能、知識を育てる。

■学習形態、指導方法の工夫

目的に応じて、一斉・グループ・個別等の学習形態や指導方法を工夫する。

■キャリア教育との関連

生き方の自覚を深める学習や進路指導の機会等を利用し、長期的な視野に立って推進する。



人権に関する知的理解の深化を図るためには、このように教育課程を計画的体系的に整備することが必要です。他方、人権感覚の育成にはそうしたカリキュラムの整備とともに、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要となります。

生徒指導や教科等指導、学力向上への取組、それらの基盤となる仲間づくりだけでなく、それ以外の学校生活のあらゆる場面を、人権尊重の精神に立ったものとし、人権が尊重された学校や学級となっていくように努める必要があります。

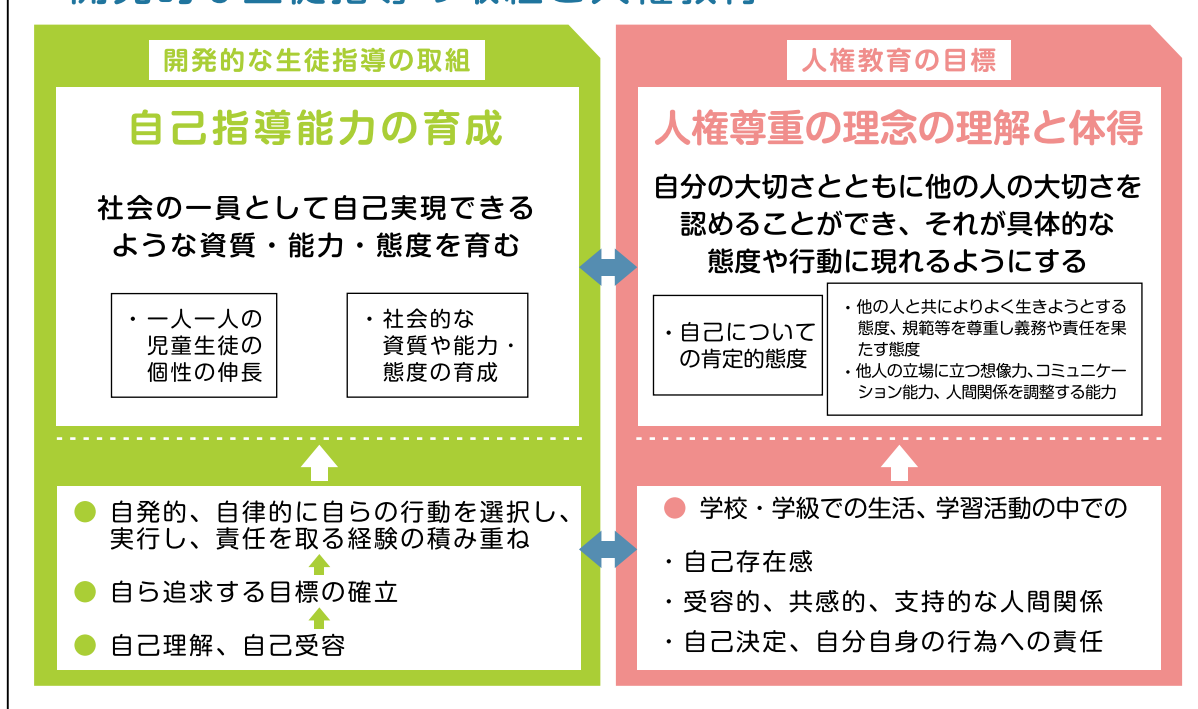


【隠れたカリキュラム】

児童生徒の人権感覚の育成には、体系的に整備された正規の教育課程と並び、いわゆる「隠れたカリキュラム」が重要であるとの指摘がある。「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

[第三次とりまとめ]

※開発的な生徒指導の取組と人権教育



※ [第三次とりまとめ] には、「積極的な生徒指導」と記述されている。
[第三次とりまとめ] を参考に作成

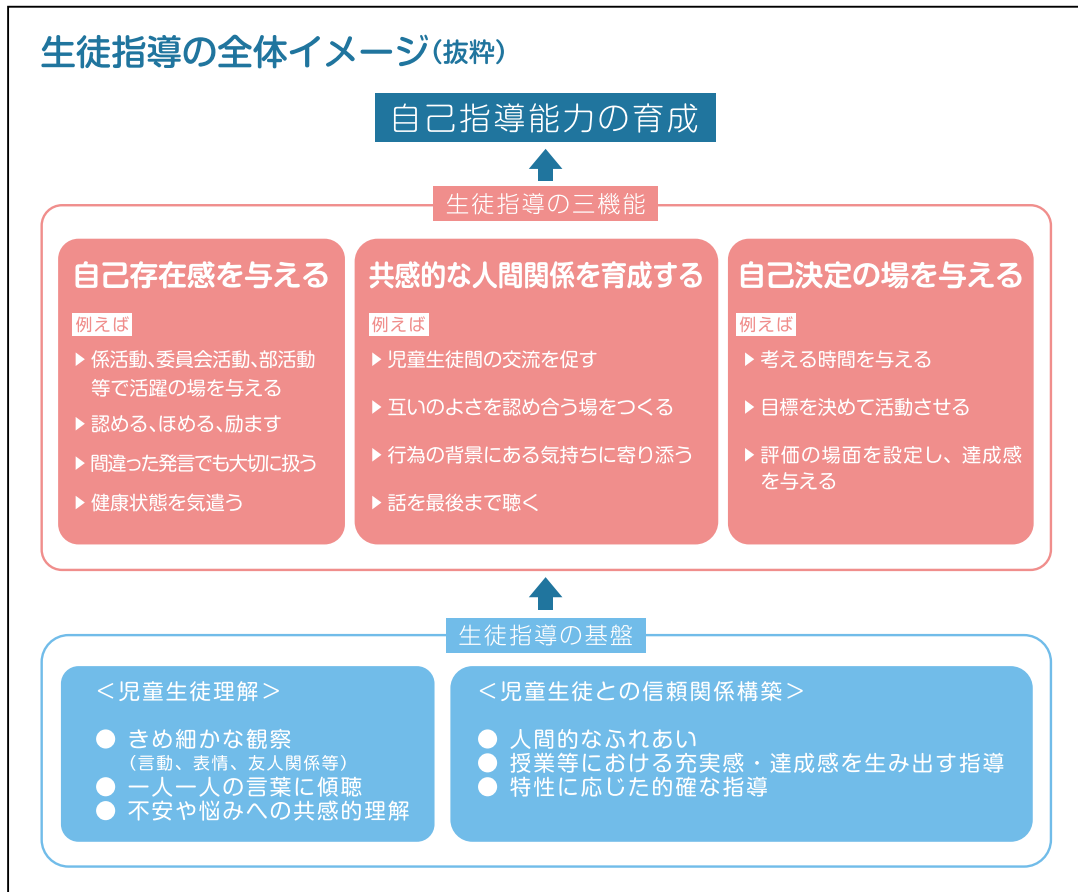
「生徒指導提要」（平成 22 年 文部科学省）において、生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めていく教育活動を通じて、自己指導能力を育成することであると示されています。さらに、児童生徒にとって学校生活の中心は授業であり、毎日の教科指導において自己指導能力の育成につながる生徒指導の機能を発揮させることは、生徒指導上の課題を解決するにとどまらず、学力向上にもつながるとされています。

「自己指導能力」とは、時と場、状況に応じて他者との関わりの中で自ら適切に判断し行動する能力で、その行動は自分のためにも、他人のためにもなる行動であるといえます。このことは、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」をめざす人権教育の取組と重なると考えられます。

この「自己指導能力」の育成には、いわゆる「生徒指導の三機能」（①自己存在感を与える、②共感的人間関係を育成する、③自己決定の場を与える）を日々の教育活動に作用させることが大切です。それは、子どもにとって「学びやすい」、「分かりやすい」授業を行うことが、生徒指導においても必要不可欠な要素だからです。

そして、「生徒指導の三機能を生かした授業づくり」は、「人権が尊重される授業づくり」の視点そのものであり、県教育委員会が「授業づくりのスタンダード」で求めている「主体的・対話的で深い学び」と非常に関連があります。





自己指導能力

自己指導能力とは、「日常生活のそれぞれの場において、他者との関わりの中で、課題を見出し、どのような選択が適切であるかを自分で判断し、意思決定を行い、決定したことを責任をもってやり遂げ、自己実現を図る力」です。

子どもたちの自己指導能力を育むのは、学習指導を含む学校生活のあらゆる場や機会です。子どもが自ら目標を立て、その目標を達成するために、自らの行動を決断し実行する。そして、そのことについて責任をとるという経験を積み重ねていくことが重要です。

開発的な生徒指導

生徒指導では、学級・ホームルーム活動における集団指導、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指し、子どものもつ力やよさを引き出し伸ばす開発的な指導を行い、子ども同士の中に望ましい人間関係をつくるとともに、人権感覚を涵養していくことが重要です。このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸課題の未然防止にもつながります。

自己存在感や自尊感情を高めること、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定力や責任感を育成すること等を内容とする人権教育の取組と、開発的な生徒指導の取組と歩調を合わせて進めることで、より大きな効果を上げることができます。

【生徒指導ハンドブック 参照】

③人権尊重の視点に立った学級経営

教育の場である学校・学級は、人権が尊重され、誰もが安心して過ごせる場でなければなりません。特に、子どもが多く時間を過ごす学級を人権尊重の視点に立ったものにするためにその環境づくりは、次のような点に留意する必要があります。



教師の姿勢・態度

指導する教職員の姿そのものが、学級の雰囲気をつくる重要な部分を担っています。

日々の授業、朝の会や帰りの会、清掃活動等も含め、学校生活全体において、教職員は、子どもの意見をきちんと受け止め、明るく丁寧な言葉で声かけを行い、常に一人一人を認める姿勢で指導にあたることは当然のことです。また、休み時間の会話や日記等から、子どもの悩みや願いを把握することも大切です。一方で間違ったことには毅然とした態度で指導する姿勢を示すことも不可欠ですし、人を傷つける言動には即時に適切な対応をしなければなりません。

こういった人権尊重の態度が、児童生徒の教職員に対する信頼を深め、安心感を生むことにつながります。

学級のルールづくり

一人一人が学級の中で安心して過ごすためにルールづくりは不可欠です。学級でのルールは、学校・学級生活における「望ましい集団活動」を通して、「より良い人間関係」を形成していくうえでなくてはならない決まりです。その中には、学習規律や基本的なあいさつ（「おはよう」、「ありがとう」、「ごめんなさい」）、話す・聞く態度等「仲間と関わるうえでの最低限のマナー」も含まれています。

ルールはつくって終わりではありません。守られないルールが存在することは、子どもに「ルールは守らなくてもよいもの」というメッセージを送ることにもなりかねません。場合によってはルールをつくり直すことも必要です。そのため、定期的な確認や、学級活動等での話し合いが必要です。

学級の人間関係づくり

人間は人と人との関係の中で育ち、社会性を獲得していきます。学校生活のほとんどを過ごす学級での人間関係は、他者との信頼や協力、所属意識等に大きな影響を与えるものです。学級が心休まる温かさを感じられる場になっている、自分の居場所があり所属意識をもてるものになっている、みんなから認められ自尊感情を育むものになっているなど、学級の人間関係の中に温もりのある関係性が存在していることが大切です。

教室の整備と掲示

教室の環境が整っていると、日々の学習や生活が落ち着き、居心地のよさを感じるにつながります。花を生ける、子どもの作品を大切に扱う、友達よさや大切さが伝わる掲示物がある等温かい雰囲気づくりが望まれます。また、人権に関するポスターや標語の掲示をしたり、人権に関する本を学級文庫に置いたりすることも、子どもの人権意識の啓発につながります。

【学級経営ハンドブック 小学校（高知県教育委員会）参照】

人権が尊重される学級づくりのポイント

(ア) 自尊感情を育む

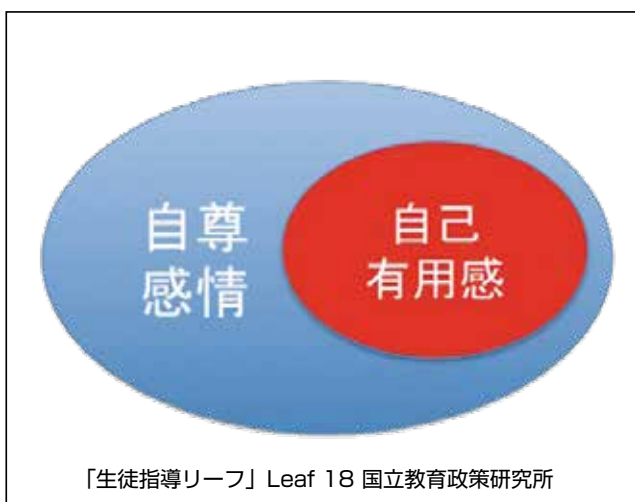
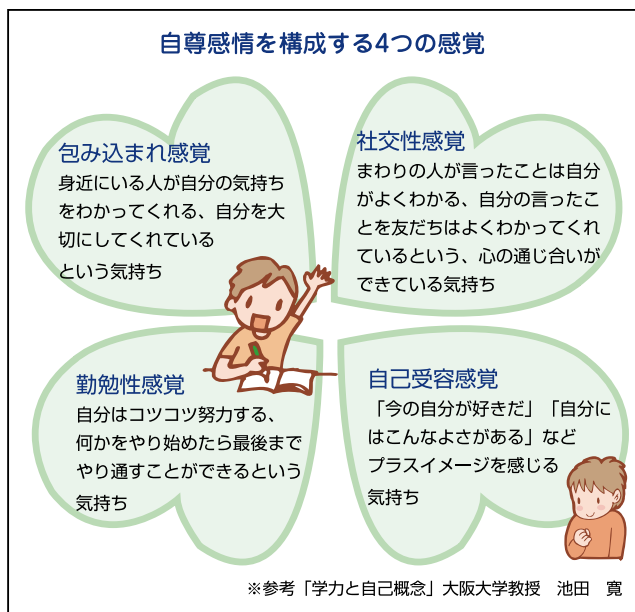
自尊感情とは、自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思う気持ちです。それは、課題解決に向けての行動化に関わる「態度」だけではなく、自分の生活を組み立てたり将来に対して方向付けたりする意欲にも大きな力をもつと考えられています。

特に、自分の身近にいる人が、自分を温かく包み込んでくれている、自分を愛してくれていると子ども自身が感じること（包み込まれ感覚）を大切にしなければなりません。そうすることで、他の人が自分のことを分かってくれているという気持ち（社交性感覚）や、今の自分が好き、自分の性格が好きという気持ち（自己受容感覚）、自分は人の役に立てる、やればできるという気持ち（勤勉性感覚）が芽生えてくるようになります。

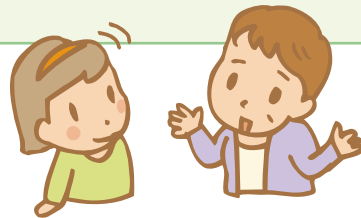
また、自尊感情の獲得のためには、自分と他者（集団や社会）との関係の中で得られる自己有用感が重要であると言われています。人の役に立っている、人から感謝された、人から認められた、という他者からの評価やまなざしを強く感じたいという自己に対する肯定的な評価の積み重ねが、自己有用感の獲得につながります。

このような感覚を高めていくためには、子どもたち自身の体験や活動のみならず、子どもたちを取り巻く周りの人たち（教職員、保護者、友だち、地域の人等）の関わりや働きかけが及ぼす影響が大きいことは言うまでもありません。特に、学校においては、教職員の子どもたちへの関わり方や、子ども同士の間関係づくり（仲間づくり）の在り方の点検が求められるところです。

子どもたちの自尊感情を育むための教職員の関わり方や学級経営において、大切なことは次の点です。



- 教員自身が反省や失敗からの気づきを子どもに語り、自己開示する。
- 子どもが話しかけてきた時は、子どもと向き合って話を聴き、その話を自分の体験と重ねて返す。
- 子どもに対する固定的な見方をせず、ありのままを受け入れ、どの子どもも伸びる存在であるという肯定的な見方をする。
- 学級の中で子ども同士の力関係やグループが固定化しないよう、教員の意図的な働きかけで子どもをつなげていく。
- 子どもたちの自己肯定感を高める活動を継続的に取り入れる。
- 子どもたちの良いところを見つけ、それを言葉や態度で表す。
- 子どもたちなりのこだわりや工夫を理解し、成長を認め、それを言葉や態度で表す。 等



(イ) 共感的に理解する力を育む

人権教育では、子どもたちが自分の大切さだけでなく他の人の大切さも認めることができるようになり、そのことが日常の態度や行動に表れることを目指しています。そのためには、子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けることが重要であり、「人の痛みが分かる感覚」や「他の人の気持ちを共感的に理解する力」を育むことが大切になります。

例えば、人の心の動きは表情や姿勢、行動に表れる場合がよくありますが、それを敏感に感じ取ることは、互いに理解し合ううえで大切なことです。つまり、相手と向き合った時、相手の表情や姿勢、行動から、相手は何を考えているのか、何を感じているのか、想像力を働かせて考えたり、それを感じ取る感性を働かせる体験を重ねたりすることによって共感する力が育まれます。

また、日常生活の中で仲間と協力することの意義や喜び、大切さについてロールプレイ等の擬似体験を通じて学ぶことも人権感覚を育むうえで大切です。

(ウ) 人間関係調整力を育む

人間関係調整力は、「人とかかわる」ことや「人とつながる」こと、対立の場面で「人と分かち合う」ことです。お互いがコミュニケーションを取るためには、相手に自分の思いや考えをはっきりと伝えることや、逆に相手の思いや考えを共感的に聴くこと等、お互いの思いや気持ち、考えを伝え合う力が必要であり、言葉のかけ方等を調整する必要があります。つまり、自分を大切にし、相手のことも大切にしながら、自身が主張する時には、「人と分かち合うこと」が必ず必要となってきます。お互いの人権を大切に、「人と分かち合う」ことによって、お互いの信頼関係を構築し、深めることができます。

このような人間関係調整力を育むためには、あらゆる場で人との関係を保つための言葉のかけ方やタイミングを学び、それをさらに伸ばしていくようにすることが大切です。

【共感的に理解する力、人間関係調整力を育む取組（例）】

■傾聴を意識した学習

話し手の声を単に音としてとらえるのではなく、自分の心（気持ち）も集中して、相手の言うことを理解しようとして聴くことの学習

■非攻撃的自己主張（アサーション）の手法を用いた学習

自分の正直な気持ちを相手にうまく伝えるために、相手の人格を尊重しながら主体的に自分を主張する方法

■ロールプレイや参加体験型を取り入れ、コミュニケーション力をつける学習

■日常生活における様々な体験

■言語活動の充実

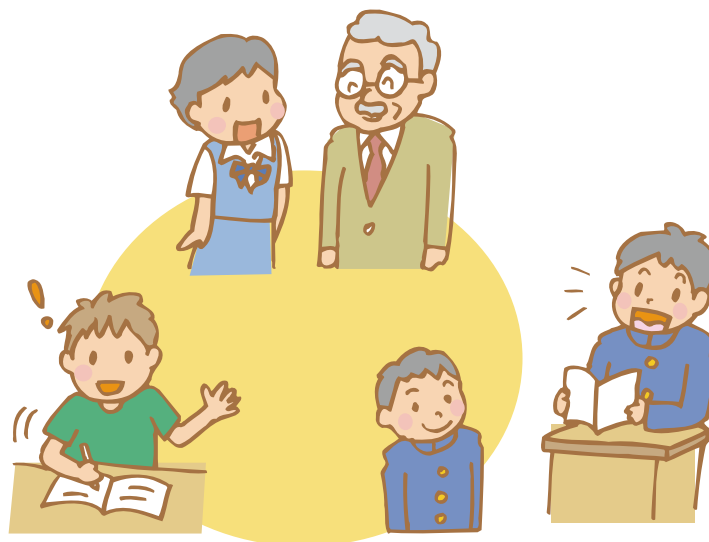
■対話的な学びの充実

④人権尊重の理念に立った学校づくりと学力向上

学校教育においては、全ての子どもに基礎的な知識・技能及びそれらを活用して問題を解決する力等を確実に身に付け、自ら学び考える力等の「確かな学力」を育むことが求められています。そのためには、子どもの学習意欲を高め、指導の充実を図っていくことが必要であり、学校・学級の中で一人一人の存在や思いが大切にされるという環境が成立していなければなりません。校内に人権尊重の理念に基づく教育活動を行き渡らせることは、学習指導の効果的な実施を図るためにも重要な観点と言えます。

人権教育の取組と学力向上の取組は、互いに関連して両輪として推進しなければなりません。「確かな学力」を育むためにも、学校全体として「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、互いに認め合う人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

大阪大学の志水宏吉教授は、このことについて、次の図にあるような「力のある学校」を提唱されています。

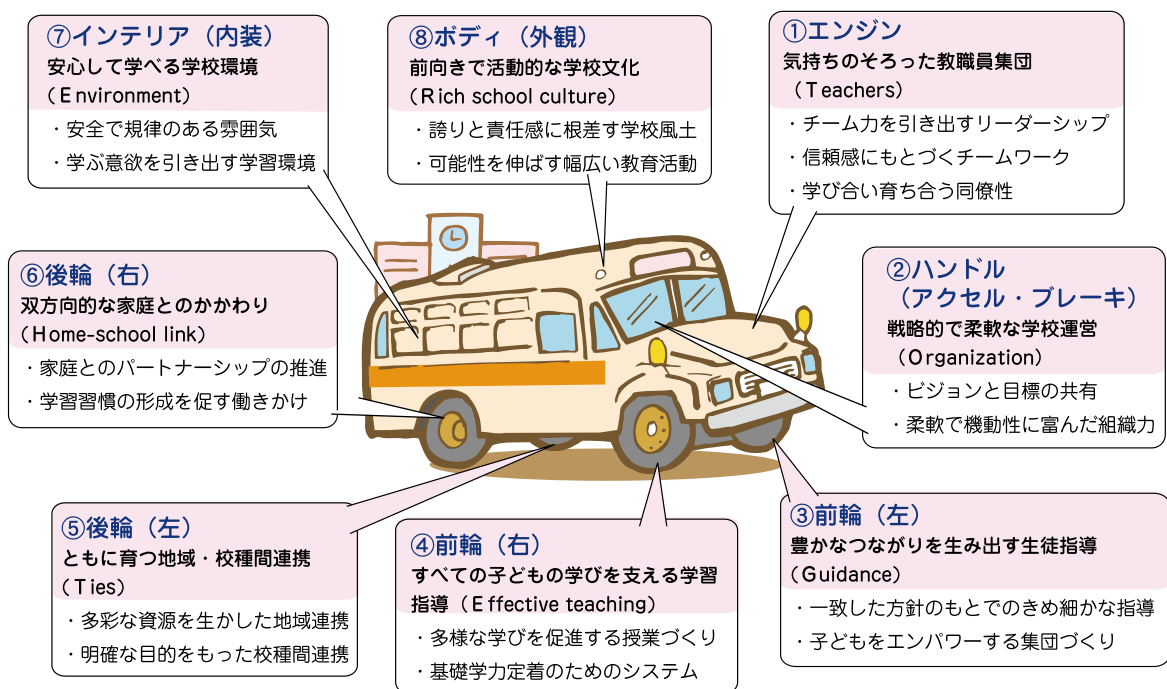


【力のある学校】

学校は授業だけで成り立つものではなく、生徒指導や学級活動の領域もあれば、行事や部活動なども行われています。給食指導や清掃指導、校種間連携や地域との連携などの活動にも取り組まなくてはなりません。そのため、学校に求められるのは個別的・専門的な優秀性ではなく、高い総合力です。高い総合力を発揮し、子どもたちが自らの良さや力に気付くことで自信や自尊感情を育み、前向きな姿勢にすることができる学校を「力のある学校」と定義しています。「力のある学校」が備えるべき要素は8つにまとめられ、下の図のようなスクールバスのイメージで示されています。

この8つの要素に示された内容は、従来から学校経営の基本とされてきた事項ですが、これらの要素がうまくかみ合うことによって、積極的かつ効果的な教育活動の展開が期待されます。

「力のある学校」の8つの要素：スクールバス（Together号）



(「力のある学校の探究」 / 「力のある学校」研究会編 参照)



(2) 組織的・計画的な人権教育の推進

人権尊重の学校づくりを行うためには、校長のリーダーシップのもと人権教育主任・人権教育担当者が中心となって、教職員全員で次のことを組織的・継続的に行うことが不可欠です。

- 子ども、家庭、地域の実態を把握する。
- 人権教育の目標を設定する。
- 人権教育に取り組む体制を整える（校内推進体制の確立）。
- 全体計画・年間指導計画を作成する。
- 教材の選定・開発を行う。
- PDCAサイクルに基づき、取組内容の定期的な点検・評価を行い、主体的に見直しを行う。
- 取組に対する情報は保護者や地域の人々に積極的に提供する。



①学校としての人権教育の目標設定

人権教育の目標を設定するにあたっては、次のことに留意することが重要です。

- 様々な人権課題解決のための教育の重要性を自覚する。
- 「人権が尊重される社会（学校・家庭・地域）の実現」という未来志向的な目標を設定する。

このような目標設定の取組を通じ、

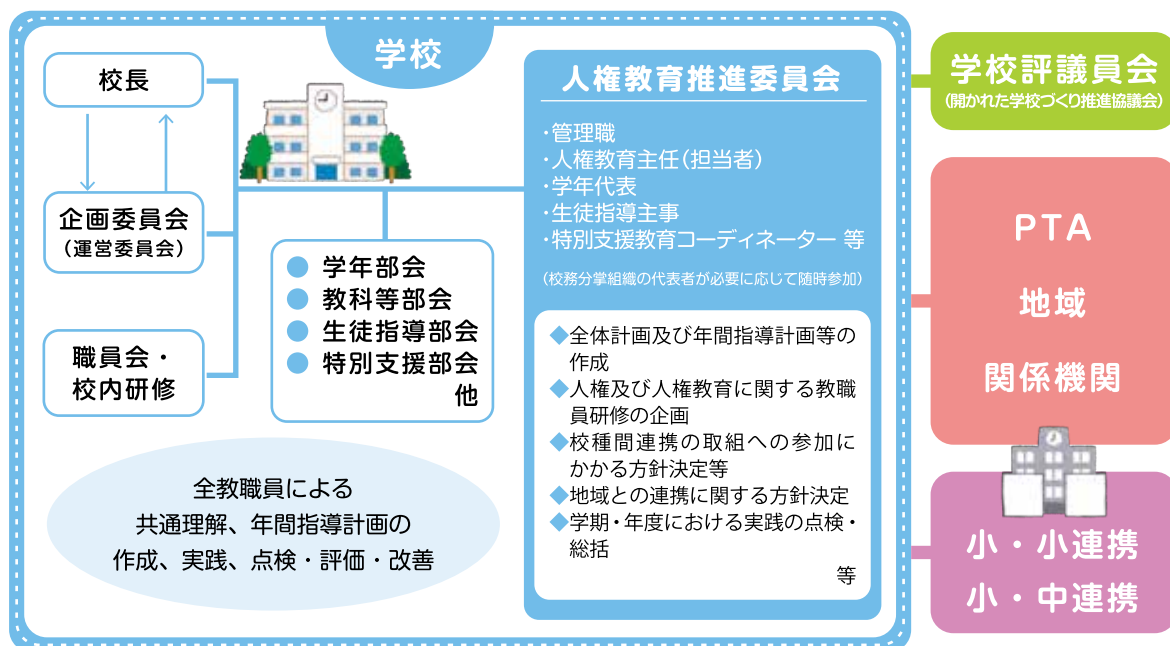
- 人権教育とは、人権に関する知的理解だけではなく、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるような人権感覚の育成を目指すものである。
- 人権感覚育成のためには、「自尊感情」を育むとともに、「共感的に理解する力」、「人間関係調整力」を育むことが求められる。

などについて教職員の共通理解を図っていく必要があります。

これらのことを踏まえながら、学校がこれまで大切にしてきた活動、子どもの実態、地域の実情等も考慮して、自校の具体的な目標を設定することが大切です。

②人権教育の推進体制

[校内推進組織の例]



各学校の人権教育の目標を実現していくためには、組織的に推進する体制を確立することが重要になります。

その体制の中核となる推進組織は、主に次のような役割を担います。

- 人権教育の年間指導計画を立案する。
- 研修の企画・実施等を行う。
- 毎年(毎学期)の点検・評価を確実にする。



校内には様々な校務分掌や学校いじめ防止対策組織、校内支援会等の組織があります。全ての教育活動を通じて人権教育を推進するためには、それらの組織と連携を密にし、「各校務分掌の役割と人権教育の目標との関連」を明確にすることが求められます。

したがって推進組織は、人権教育主任(担当者)をはじめとして、学年主任、生徒指導部、進路指導部、関連する各教科等の研究部等、校務分掌や組織の代表者が必要に応じて随時参加するような機動的・機能的な構成とし、全教職員が連携・協力して取り組む体制をつくっていくことが大切です。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用や関係機関との連携も大切です。

人権教育主任(担当者)は、このような校内推進体制の要として、指導的役割を果たすことが期待されます。具体的には、次のような役割が考えられます。

- 人権教育の活動に関する企画・立案
- 校務分掌間の連絡調整・統括
- 学校運営全体との調整
- 対外的なコーディネート
- 人権侵害が生じた場合の対応
- 保護者・児童生徒への相談活動

人権教育の全体計画・年間指導計画の作成

(ア) 実態把握

各学校で取組を進めるにあたっては、まず子どものことや子どもを取り巻く家庭、地域社会の実態を適切に把握し、現状と教育課題を明確にすることが大切です。学校や家庭、地域の置かれている状況により、現状や課題は異なるため、それを的確に把握することが実効性ある取組につながります。様々な視点から多角的にとらえ、子どもの内面やその背景にある困難な状況の理解に努めることが大切です。

実態把握の方法としては、アンケート調査等により対象を集団（学級、学校、家庭、地域）としてとらえる場合や、面接や家庭訪問、その他いろいろな機会における関わりを通して個々にとらえる場合があり、定量的、定性的に実態を把握することが必要です。その際、これまで各学校で実施してきた方法や分析を再点検するとともに、新たな情報収集に努めることが大切です。

(イ) 全体計画の作成

全体計画は、学校における人権教育の基本的な方針であり、教育活動全体を通して行われる方策を総合的に示した教育計画です。作成にあたっては、学校の全ての教育活動の中に人権の視点を位置付け、人権教育目標、学年別到達目標がそれぞれの教育活動とどのように関連し、どのような役割、機能を果たすかを明確にする必要があります。

(ウ) 年間指導計画の作成

年間指導計画は、全体計画をさらに具体化し、子どもの発達段階に応じて、子どもが「何を」「いつ」「どこで」「どのように」学習するかを盛り込みます。

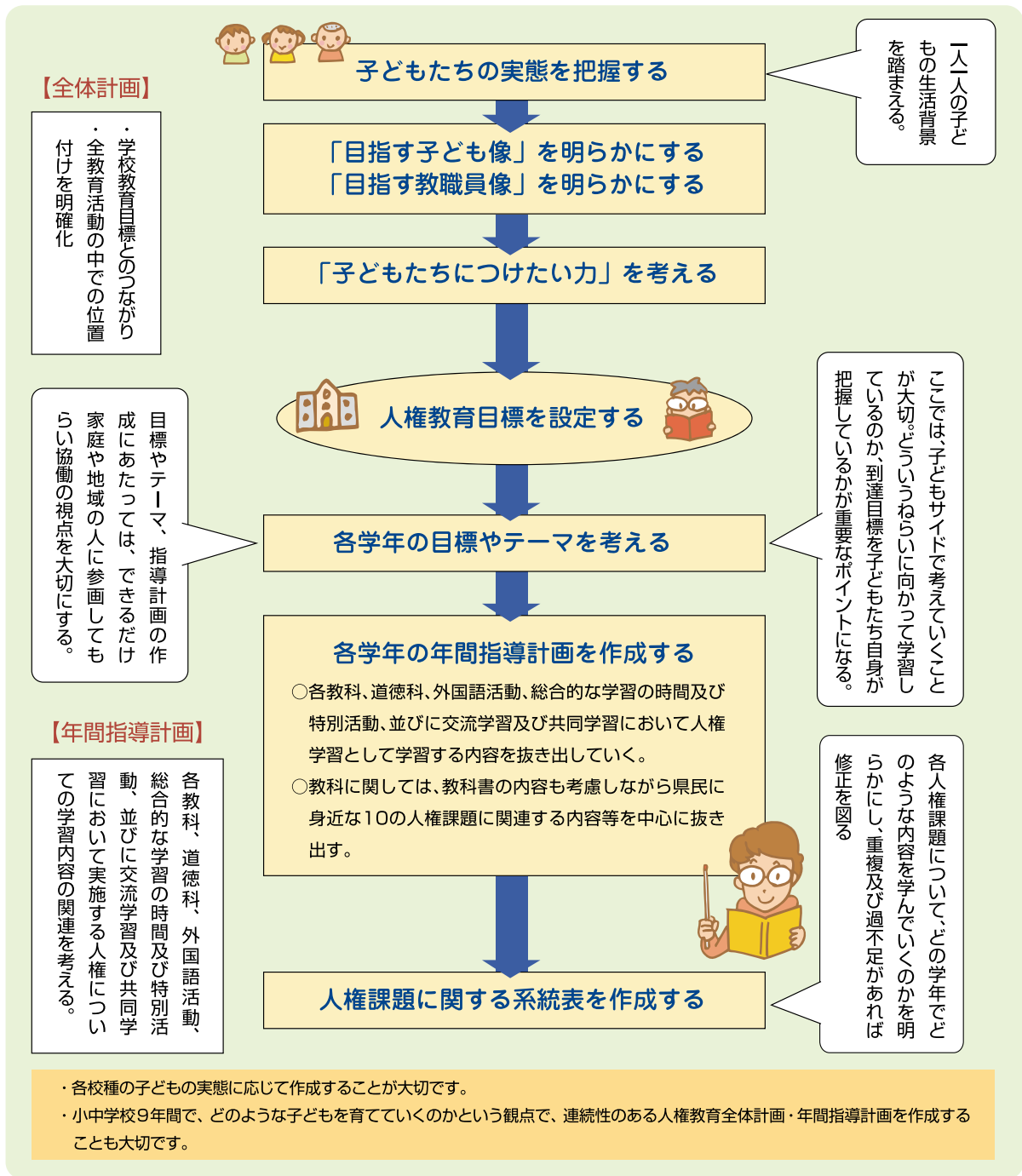
【全体計画・年間指導計画作成にあたっての留意点】

- 「差別の現実から深く学ぶ」視点を大切にする。
- 子どもたちの実態、付けたい力を明確にする。
- 可能な限り家庭、地域の人に参画してもらう等、協働の視点を大切にする。
- 学校や地域の実態を考慮し、目標達成のために効果的な計画を立てる。
- 各教科の果たすべき役割や関連を重視するとともに、県民に身近な10の人権課題をはじめとする様々な人権に関わる学習が行われるよう計画を立てる。
- 子ども一人一人の特性に応じた学習が展開できるようにする（教材の工夫、指導体制の整備、多様な学習活動の展開）。
- 自尊感情を育むことを重視する（肯定的な評価、結果より過程に重点をおいた評価の重視）。
- 計画内容について、学年間や学校間で関連性や系統性を重視する。
- 各学年の年間指導計画について、必ず教職員で共通理解する。



(工) 全体計画、年間指導計画作成の手順

子どもの人権感覚を育むために、子どもの現実の姿から遊離した計画とならないよう、家庭地域の実態も踏まえた子どもの姿をしっかりと見据えておく必要があります。「子どもの実態の把握に始まり、子どもの変容の姿で終わる」、そのような学習が可能となる学習計画を作成していくためには、次のような手順が考えられます。



④人権教育の点検・評価

学校における人権教育のさらなる充実を図るためには、年度（あるいは学期）ごとに、自校の実践に関して点検・評価を行う必要があります。人権教育の年間指導計画に沿って、組織としてどのような取組が行われたかを評価し、次年度における年間指導計画の見直しや指導の改善につなげます。点検・評価にあたっては、教職員のみでなく子どもたちによる評価も取り入れましょう。さらに、学校評価等とリンクさせて、家庭や地域からの外部評価を取り入れることは、より多角的な評価につながります。そのためにも、学校の取組について家庭や地域への日常的な情報提供が求められます。



【点検・評価（例）】

教職員による点検・評価

- 本校の人権教育における課題を共有していますか。
- 今年度の新たな取組（特徴的な取組）を理解していますか。
- 人権感覚の育成に向けた指導の効果を共有（確認）していますか。
- 学校・学年として、継続的に指導している事柄は何か理解していますか。
- 管理職－人権教育主任（担当者）－各分掌担当・各学年の連携ができていますか。
- 家庭・地域に対する説明・情報提供について、いつ、どのような内容を、どのような手段で行ったかについて明確化できていますか。

子どもによる評価（授業評価アンケート）

- あなたは授業中、分からないことを分からないと言えますか。
- 間違いや失敗をしてもバカにされたりしませんか。
- 授業は楽しいですか。
- 授業中、友だちと教え合ったり助け合ったりする場はありますか。



保護者等による評価

- お子さんは、自分たちの学級を楽しんでいると感じていますか。
- 先生は、分かる授業づくりのために創意工夫していると感じていますか。
- いじめや差別等があったとき、学校は最後まで解決に向けて努力してくれると感じていますか。

<人権教育実践でもPDCAサイクルによる取組・評価を>

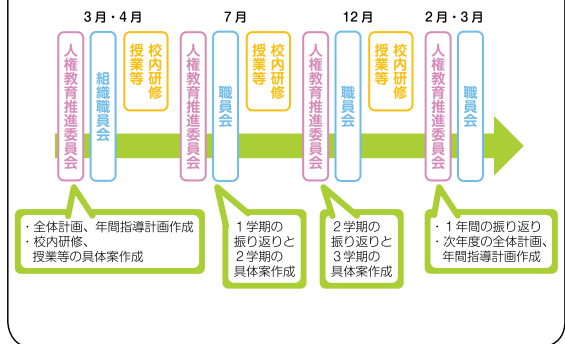
人権教育を推進していくうえでも、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のサイクルの確立が重要です。各学校では、子どもの実態や地域の実情、目指す子ども像を踏まえて設定された人権教育目標を達成するために、指導計画が立てられ、具体的な実践が行われます。その実践の結果、子どもがどう変わったのか、成果や課題は何か、教材や手法は適切だったのか等、実践への具体的な評価を加えていくことで、年間指導計画の見直しや改善につなげていくことができます。

なお、実践のPDCAサイクルを学校の実情により適したものとするためには、学期ごとに実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）を行い、その積み上げの結果を年度末の評価（CHECK）につなげる方法も効果的です。

【PDCAサイクル】

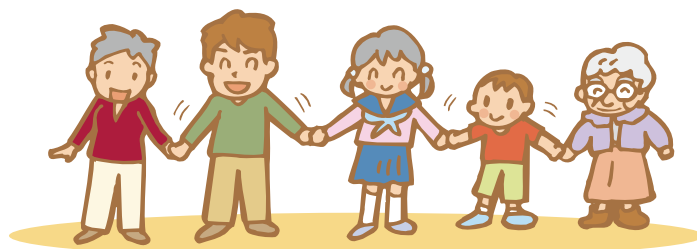


PDCAサイクルの具体例



人権教育推進アクションシート(例)

項目	P (今年度の計画)	D (行った取組)	C (成果と課題)	A (取組の改善策)
環境づくり	学校の取組 ①人権感覚を高めるために提示コーナーをつくる。 ②人権への配慮に欠けた言動に気づいたら、教職員同士で声を掛け合い改善を図る。	①学年ごとに人権学習の内容や人権課題の情報、子どもの作品等を提示した。 ②人権に配慮した言動を職員会議で確認し、日々、教職員同士で声を掛け合った。	①子どもの作品を通して提示コーナーや人権課題への関心が高まった。 ②教職員の配慮に欠けた言動についての声掛けは、年齢や立場の違いから徹底に難しさがあった。	①次年度も継続して取り組む。 ②人権の配慮に欠けた言動だけでなく、よく配慮できた言動についても教職員同士で声を掛け合い確認しあうことで改善を図る。
	人権教育主任の動き ①人権学習の教材資料や、児童生徒の感想や作品、個別の人権課題の情報等を提示する計画を作成し、コーナーを管理する。 ②教職員の人間関係づくりを校内研修の中で行う。	①計画に沿って実施できているか進捗管理を行った。 ②毎回校内研修の始めの10分間に人間関係づくりの演習を行い、人権教育主任がファシリテーター役を行った。	①学年ごとの定期的な掲示物の更新が定着してきた。 ②日々の関係づくりのためだけでなく、校内研修の活動充実のためにも効果的であった。	①より見やすく効果的な提示コーナーの活用法について提案する。 ②教職員からの要望も取り入れながら、次年度も継続して取り組む。
人権学習	学校の取組 ・教科・地域の特性を活かし、児童生徒が主体的に学習できるような内容や方法で人権学習を実施する。	・年間指導計画について、全教職員で共通理解を図った。 ・各学年で人権課題ごとに資料や指導案の収集を行った。	学校全体が左のD(取組)を行った結果の成果と課題を記入	左のC(成果と課題)を教職員で共有し、次年度の方向性を検討し記入
	人権教育主任の動き ・人権課題ごとに資料や指導案の収集を呼び掛ける。 ・校内研修を実施する。 ・研修を紹介する。 ・アンケート「人権が尊重された学校経営チェックリスト」(教職員対象)やQUアンケートの項目を使い、取組を検証する。	・収集した資料を教職員がいつでも使えるよう、整理・保存した。 ・人権教育目標を達成するための取組を校内研修で提案した。 ・人権教育セミナーやスキルアップの研修を教員に紹介した。 ・年度初めと2学期に教職員と児童生徒にアンケートを実施し、取組を検証した。	人権教育主任が左のD(取組)を行った結果の成果と課題を記入	左のC(成果と課題)を管理職と共有し、取組の改善に向けた人権教育主任としての動きを記入



⑤教職員研修

各学校において人権教育を進めるにあたっては、まず教職員一人一人が自らの人権に関する知的理解を深め、人権感覚を磨き、その資質や力量を高めていくことが不可欠です。同和教育の実践においても教職員の取組の原点とされたのは「差別の現実から深く学ぶ」という姿勢です。教職員自らが、人権課題に関わる当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との出会いを求め、不安、憤り、思いや願いを聴き、学び感じたことを職場で共有しながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。

教職員が、子どもの課題や様々な人権課題を自身との関連でとらえ、学び、考えるという姿勢で、研修を計画的、継続的に実施することが非常に大切です。

(ア) 研修プログラムの作成

人権教育の年間指導計画に基づき、その年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等について、必要な研修プログラムを作成します。研修プログラムの作成にあたっては、子どもの実態や取組の進捗状況を的確に把握することが大切です。

なお、前年度の評価結果を踏まえた評価項目表を作成すること等により、各学期末等には、実施状況について、適宜、点検・評価を行うとともに、さらなる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげていくことが大切です。

(イ) 研修内容

人権学習を進めるにあたっては、学習教材の理解、授業研究等による効果的な学習方法の開発、事前・事後学習の実施、保護者等への説明と協力関係の構築、効果の検証等、多面的な取組が求められます。このような取組を的確に実施し、人権学習の効果を高めていくためにも、校内の研究部会・学年会・職員会議等において、必要な研究・研修の機会を設ける必要があります。

【研修内容（例）】



★子どもの現状と課題の定期的な共通理解

- 各学年・学級の現状や課題、実践の交流
- 特別な支援を必要とする子どもの理解のための情報交流
- 集団の実態把握と分析（子ども理解、Q-Uアンケート等）の共有
- 具体的実践例をもとに仲間づくりの方針立て
- 取組の構築に向けた協議
- 学習場面等を活用した実践
- いじめや児童虐待の基本的な認識と教職員の意識・取組姿勢の高揚

★年間指導計画等の検討

- 学校全体における年間指導計画の調整と共通理解
- 年間指導計画に関わる実践の評価と計画の見直し
- 各学年・学級の取組に関する具体的な計画の交流と意見交換

★教職員の認識・共通理解

- 人権課題についての理解
- 人権課題と自分との関わりの確認
- 人権教育の視点に立った子どもへの関わり方の共通理解
- 人権課題解決に取り組んできた人々との交流



★人権教育の内容・授業研究

- 子どもの実態に応じた教材の共同開発
- 地域教材の開発
- 個別の人権課題についての授業研究
- 人権の視点を大切にされた授業研究
- 人権教育参観日の学習内容の検討
- 各教科等での人権教育の視点の整理

★家庭・地域に向けた啓発活動の工夫

- 身近な人権課題や教育上の諸課題についての情報提供
- 人権をテーマにした授業公開・アンケート
- 人権をテーマにした講演会・研修会

★総括（※次年度の取組につなぐ）

- 子どもの理解・集団づくりの成果と課題の整理と次年度に向けた協議

(ウ) 研修方法

目的に応じて様々な形態や手法の研修が考えられます。大切なことは、多様な研修を通して、各校の人権教育がさらに充実することです。

なお、座学による研修方法だけでなく、参加体験型の手法（ワークショップ、フィールドワーク等）を取り入れることや、研修の場そのものが人権が尊重された環境・空間であることも、人権教育に関わる研修にとって重要な要素です。

次のような形態や手法を組み合わせると、効果的な研修プログラムを作成していく必要があります。

【研修形態（例）】

■全体研修

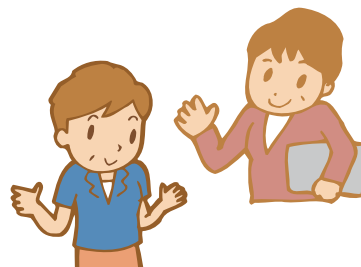
全教職員の参加によって行う研修
学校全体の共通理解を図る際に有効

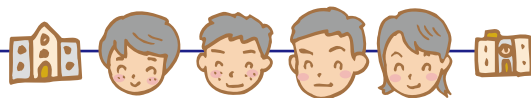
■グループ別課題研修

学年、分掌、教科等の少人数のグループを編成
組織内の横や縦の連携を図る際に有効
全体研修との関連を踏まえて計画的に実施

■個別課題研修

教職員一人一人が学級や教科等で課題を設定して行う研修
個々の実態に応じた取組を検討する際に有効
全体研修及びグループ別課題研修との関連を踏まえて計画的に実施





【研修手法（例）】

●ブレインストーミング

あるテーマについて、できるだけ多くのアイデアを引き出す手法。その際、アイデアの質よりも量を重視する。次の段階として、出されたアイデアを具体的に吟味、検討し問題解決へ導く。

●KJ法

一人一人が、自分で考えた意見を小さな紙片に書いて壁や模造紙等に貼る。さらに貼り付けた紙を、自由に貼り替え、意見を分類したりまとめたりする。

●バズグループ

二人一組になってテーマについて1、2分間討議する。その後、グループで出た意見を全体会で分かち合い共有する。

●ロールプレイング

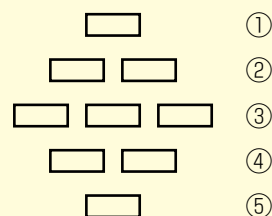
学習の内容に応じた場面を設定し、その中で参加者が役割（ロール）を演技（プレイ）することにより、学習目的に迫る手法。現実の問題を模擬的に演じることにより、実際に経験したことがない場合でも当事者の立場に立って考えたり感じたりすることができ、共感的な理解を図ることができる。

●ランキング（はしご形、ダイヤモンド形）

テーマにそって事柄や考えを書いたカードを複数枚準備する。テーマについて最も重要なことは何かをカードをもとに議論し、カードを重要な順に並べる。

中に白紙のカードを用意しておいて、学習者たちが自分たちで考えて書くという方法もある。

図：ダイヤモンド・ランキング
～カードの並び～



【教職員研修チェックリスト（例）】

- 職員会議をはじめ各種会議が、情報交換と課題検討の場として有効に機能している。
- 校内研修が、教育実践に役立つような内容となっている。
- 学校内で他の教員の授業を参観する機会がよくある。
- 教員の間で授業方法等について検討する機会を積極的にもっている。
- 研修・研究に参加した成果を、他の教職員に伝える機会が設けられている。

【校内研修（例）】



- テーマ 人権教育の組織的な推進 <年間指導計画等の検討>
- 目的
 - ・人権教育の目標、目指す子ども像等を全体で確認し、各学年団の具体的な取組を協議、決定する。
 - ・学年団に所属する子どもの実態、取組の方向性、具体的な取組について共通認識を図る。

○研修概要 60～90分間

- (1) 人権教育主任を中心に、全体で、子どもの実態（家庭、地域の状況を含む）、人権教育の目標、目指す子ども像、人権教育で育てたい資質・能力（三側面）を確認する。
- (2) 学年団に分かれて、目指す子ども像に迫るために具体的に取組むことを協議する。

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・学年団としてPDCAサイクルのPを決定する。学期ごとにDCを行い、年度途中であっても必要に応じて取組の見直しを行う。

○テーマ 性的マイノリティと学校としての取組 <教職員の認識・共通理解>

- 目的
 - ・多様な性について理解を深める。
 - ・身近に当事者がいるという認識を確かなものとし、心情について考える。
 - ・学校としての具体的な配慮、支援、取組を考える。

○研修概要 120分間

- (1) 外部講師を招聘、または視聴覚教材を活用し、多様な性と性的マイノリティの置かれている現状について理解する。
- (2) 文部科学省の通知を用い、グループに分かれて当事者に対する具体的な配慮、支援、学校としての取組について協議を行う。

例)・子どもから相談を受けた場合の対応

- ・今後、教職員、学校として、配慮すべきことや改善すべきこと

【実施する時のポイント】

- ・KJ法等を取り入れ、多くの意見を視覚的に確認しながら協議を行う。
- ・様々な人権課題についても、講義と演習を組み合わせた研修を行う。

- テーマ 人権教育に関する実践報告会 <子どもの現状と課題の定期的な共通理解>
- 目的
 - ・学級で実践してきた仲間づくりや個別に支援した子どもについて、報告や協議をすることにより今後の取組の参考にする。
 - ・人権教育のさらなる推進に向けて、教職員集団としての今後の方向性について共通認識を図る。

○研修概要 120分間×2回（長期休業中）

- (1) 学級で実践してきた仲間づくりや個別に支援した子どもへの実践等を具体的に文章化し、報告する。
- (2) 報告内容について協議し、今後の学級づくりへの参考にする。
- (3) 人権教育推進に向け、学校として取組の方向性を確認し、共通認識を図る。

【レポートの柱（例）】

- ・子どもへの個別対応時の声のかけ方・関わり方、家庭とのつながり方
- ・学級づくり(集団づくり)で大切にしたことやそのために取り組んだこと、実践した内容
- ・他の教職員との協力体制（例：学年団・個への対応時の役割分担等）
- ・人権学習の取組

【実施する時のポイント】

- ・取組にあたって、見えた課題や目指したこと、実践、及び検証結果が分かるレポートにすること。
- ・報告内容からどんな学びや気づきがあったのかを出し合える協議にすること。
- ・学級の現状から、どんな取組を行えばよいかなど建設的な協議にすること。
- ・報告から学校全体の取組についても振り返り、継続したり改善したりすることはないか検証すること。



⑥校種間及び家庭・地域、関係機関の連携

就学前教育・学校教育における人権教育の取組は、家庭や地域、関係機関の人々と連携することにより、その効果がさらに発揮されます。人権教育の推進にあたり、地域の実情を十分に踏まえ、家庭や地域、関係機関等との連携を図るとともに、校種間の連携を図り、子どもの発達段階に応じた系統的な取組を進めていくことが必要です。

(ア) 校種間の連携

人権教育においても、幼児期から青年期までの子どもの成長過程全体を視野に入れ、子どもの発達段階に応じた学習活動を計画することが必要であり、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野の関係者が連携・協働した取組を進めていく必要があります。



【就学前教育と学校教育のそれぞれ校種間連携の取組（例）】

- 定期的な連携協議会の開催
- 相互の授業公開
- 合同研修等の実施
- 児童生徒の発達段階に配慮したカリキュラムの研究
- 校種を越えての授業研究の実施等

教職員間の交流を進める体制を整えながら、ともに子どもを育てていくという視点に立って、中学校区を基盤に、保育所・幼稚園等、学校が連携・協働して取組を進めていくことが重要です。

(イ) 家庭・地域との連携

子どもの人権尊重の精神を育むためには、学校と家庭・地域が互いに連携した取組が必要です。とりわけ家庭における教育が重要な役割を担っており、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、家庭において、保護者が偏見をもち差別しないことなどを、日常生活を通して自らの姿をもって子どもに示していくことが大切であるとされています。保護者の子どもへの関わり方は、子どもの人格や人権意識の形成に大きな影響を与えることから、保護者が、様々な機会を通して人権感覚を身に付けることが必要です。

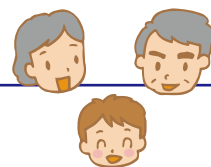
家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、保護者のニーズを把握し、人権や子育てに関する情報提供・学習機会の提供、教育相談の充実等を積極的に行っていくことが求められます。

学校では効果的な教育活動を展開するために、教職員と保護者がよりよい連携を図り、人権が尊重される環境を整える取組を行うことが重要です。PTA活動等も学校と家庭の接点として、重要な役割をもちます。

【情報発信の機会（例）】

- 懇談会（学年、学級、地区）
- 授業参観（参観日、参観週間）や学習発表会
- 家庭訪問
- 子どもの作品紹介
- 講演会、ワークショップ
- 広報紙の発行（学校・保育所等だより、学年・学級だより、PTA新聞）
- ホームページでの公開 ※情報発信は、家庭や地域への人権啓発の機会でもあります。

また、人権を尊重する地域づくりに向け、地域と学校が密接に連携を図っていくことが求められます。学校を地域社会の共有財産ととらえ、地域に施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用したりするなどを通じて、学校と地域とのつながりをより深めるとともに地域に開かれた学校づくりを推進することが重要です。



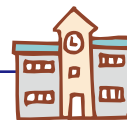
【家庭・地域との連携の取組（例）】

- P T A 組織の中に人権教育に関する部会を設置し、人権や人権問題に関する研修を年間の研修計画に位置付ける。
- 研修の企画には、参加者が主体的に学習できるような学習内容や方法を取り入れる。
- 地域の方をゲストティーチャーとして学校へ招き、自分の生き方や人権に対する考え方を学ぶ。
- 人権集会や人権劇の発表等に対して、保護者や地域の人から意見や感想をもらう。
- 子どもと保護者・地域の人々が一緒になって人権学習に取り組む。
- 子どもを中心として保護者や地域を巻き込んだイベント等を行う（〇〇まつり、フェスティバル）。

（ウ）関係機関との連携

社会福祉協議会やボランティア団体、福祉施設や社会教育施設等、また人権擁護委員や民生委員等、人権を守り人権尊重の社会を創ろうと活動している人々と出会うことは、子どもにとって人権を具体的に学ぶ機会になり、人権感覚を培う大切な機会となります。

また、地域にある企業等と連携して学習を進めることで、子どもが仕事を通して人権の大切さを学んだり、自分と地域社会との関わりを発見したりするなど、地域に根ざした取組を進めるうえで重要な意味をもっています。地域の総合的な教育力を高め、子どもの居場所や参画の場を保障するためにも、地域ネットワークを整えていくことが求められます。



【関係機関との連携の取組（例）】

- 職場体験学習を行う。
- 障害者や高齢者の立場や心情に寄りそう擬似体験を行う。
- 校区にある授産施設や高齢者施設を訪問し、交流を深める。
- 人権課題の解決に向けて取り組む団体や企業関係者を講師として迎え、自分の生き方や人権に対する考え方について学ぶ。

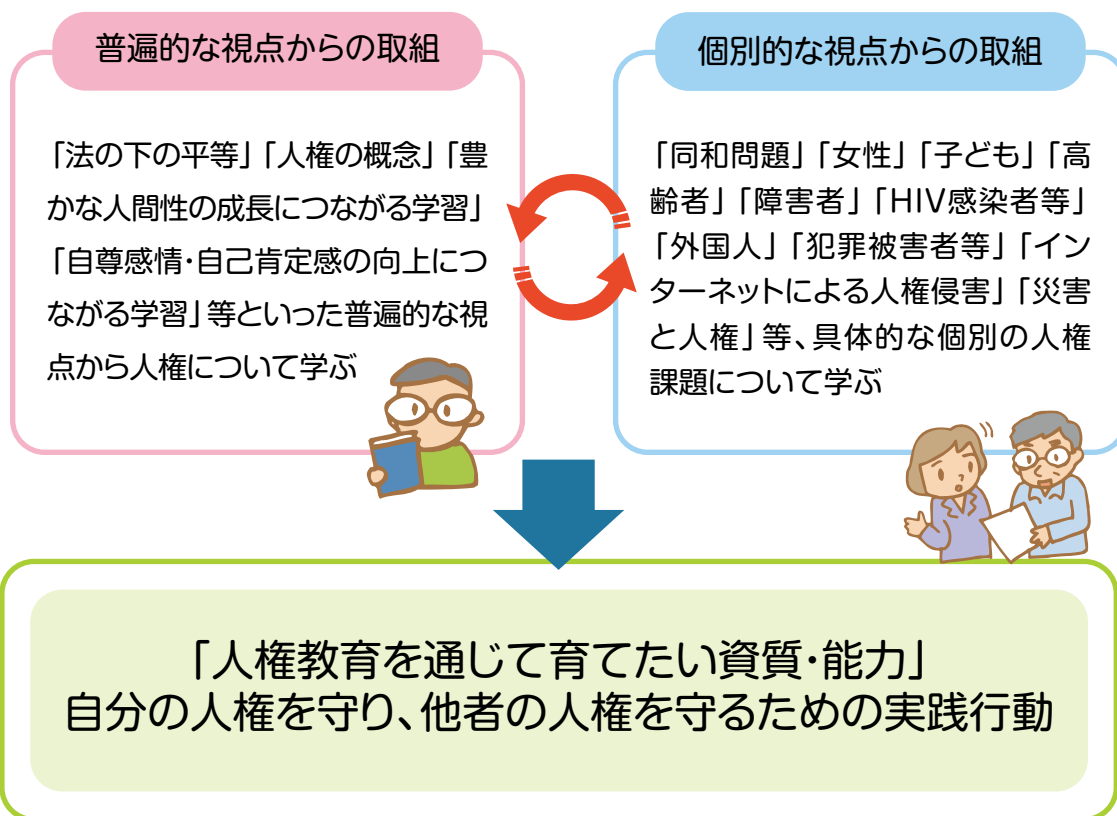
2

人権学習の手法

人権学習を進めるうえでは、(1) どのような内容について取り組むのかという普遍的・個別的な視点と、(2) どのような資質や能力を育てていくのかという資質・能力の側面の2つを大切に構成します。

(1) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権尊重についての理解を深めるための手法として、人権に関わる普遍的な概念を念頭におき、人権尊重の理念について学習していく普遍的な視点からの取組と、子どもの発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて学習をしていく個別的な視点からの取組を示しました。



この2つの視点からの取組は別々の取組ではなく、人権尊重についての理解をより深めるために、相互に関連・補強し合う関係にあります。例えば、個別の人権課題である「同和問題」について、就職差別に関する学習をする場合、その解決への取組を学ぶことにより、普遍的な視点である基本的人権についてより具体的に理解を深めることが可能です。逆に、基本的人権の学習を通して、身の回りの人権侵害について再認識させるような学習も考えられます。

このように、どちらの視点も大切にしながら、子どもの実態に応じて学習内容を組み立て、最終的には「自他の人権を守る実践行動」につなげるようにすることが必要です。

① 普遍的な視点からの取組

普遍的な視点からの取組とは、様々な「権利の概念」を明確にとらえるとともに、人権の大切さについて学んでいくような人権尊重の理念等に関する学習です。例えば、人権の意義・内容についての学習、個人の尊重、社会規範、権利と義務・自由と責任、平和についての学習、自尊感情を高めるための学習、生命尊重の心情や態度、豊かな人間性を育むための学習、コミュニケーション能力を高めるための学習等、多様なものが考えられます。

そのため、様々な取組の中から、学校として重点をおく内容を定め、全体計画や年間指導計画に位置付けることが大切です。

以下に示した各教科等の内容例は、普遍的な取組として位置付けられます。

学習指導要領における記述（例）

＜幼稚園教育要領＞

- 【人間関係】「友達とかかわりながら喜びや悲しみを共感し合う。」
「自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。」
「友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。」
「友達との関わりを深め、思いやりをもつ。」

＜小学校学習指導要領＞

- 【社会】「(日本国憲法は) 国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。」
【国語】「生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立てること。」
【外国語】「多様な考え方に対する理解を深めさせ、公正な判断力を養い、豊かな心情を育てることに役立てること。」
【道徳】「多様な他者の意見を尊重しようとする態度、(後略)」 「誰に対しても差別をすることや偏見を持つことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。」 「みんなで協力し合って、よりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。」
【特別活動】(学級活動)
「学級や学校における生活上の諸問題の解決」「規模や目標をもって生きる態度の形成」「よりよい人間関係の形成」
(児童会活動)
「学校生活の充実に向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組む」

＜中学校学習指導要領＞

- 【社会】(公的分野)
「個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、(後略)」
(地理的分野)
世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。」
【道徳】「生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえない生命を尊重すること。」
「法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。」
「正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。」
【特別活動】学級活動
「学級や学校における生活上の諸問題の解決」
「自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成」

＜高等学校学習指導要領＞

- 【公民（現代社会）】
「法や規範の意義及び役割、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等」
【公民（倫理）】
「人間の尊厳と生命への畏敬、自然や科学技術と人間のかかわり、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕、自己実現と幸福」
【公民（政治経済）】
「基本的人権の保障と法の支配、権利と義務の関係」
【特別活動】ホームルーム活動
「ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決」「自己及び他者の個性の理解と尊重」「社会生活における役割の自覚と自己責任」「コミュニケーションの能力の育成と人間関係の確立」

②個別的な視点からの取組

個別的な視点からの取組とは、個別の人権課題に関する学習です。平成26年に「高知県人権施策基本方針 ー第1次改定版ー」において示された県民に身近な人権課題を学習することが求められます。その際、児童生徒の発達段階や地域の特色に応じた具体的な人権課題を取り上げて、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるとともに、日常の行動につながるものが大切です。

(県民に身近な人権課題)

- ①同和問題 ②女性 ③子ども ④高齢者 ⑤障害者 ⑥ HIV 感染者等 ⑦外国人
- ⑧犯罪被害者等 ⑨インターネットによる人権侵害 ⑩災害と人権
- ⑪その他の人権課題（アイヌの人々・刑を終えて出所した人・北朝鮮当局による拉致問題等・性的指向・ホームレス・性同一性障害・人身取引 等）



人権課題を取り上げる際の留意点

【児童生徒の発達段階と学校の実態】

学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時期をとらえて、効果的に学習を進めていくことが求められる。

【各教科等の目標とねらい】

各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。

【当事者に対する配慮】

個別の人権課題に関する学習を進めるにあたり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す危険性があることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。

【教職員の人権課題の理解】

教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題に関わる当事者等への理解を深めることが重要である。

参照：[第三次とりまとめ]

(ア) 同和問題について

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

1965(昭和40)年に同和対策審議会答申にて、「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置付けられました。

同和問題に係る差別発言や落書きは減少傾向にあるものの、依然として存在しており、また近年は、インターネットの普及に伴い、匿名性を悪用した掲示板等への差別の助長につながる悪質な書き込み等が発生しています。こうした同和問題に対する正しい認識や理解が十分でないことなどを背景として、「部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年施行)」が制定され、「部落差別のない社会を実現すること」が示されました。

(イ) 取組の方向性

部落差別をなくし、全ての人の基本的人権を守る社会を創造する意欲と実践力をもった子どもを育成するため、これまでの成果と手法をもとに、同和問題に関する学習の充実が求められます。その際、同和問題に関する歴史や現状・実態について、科学的に解明された教材を使用するなど同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、知識的な学習と合わせて、様々な人との出会いを通じた学習等、体験的な学習をすることにより、具体的な行動につながる事が重要です。自らの意識や行動を振り返る力を育み、解決への展望をもつことができるように留意する必要があります。

同和問題に関する学習を行っていく際には、

- 歴史的背景を正しく理解させる。
- 差別されてきた人々の優れた技術や役割が社会や文化を支えてきたことを理解させる。
- 差別解消に努力した人々の姿を共感的に理解させる。
- 偏見や差別を自らの問題と受け止め、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に取り組もうとする能力や態度を育成する。

などの視点を明確にすることが大切です。

- 1965(昭和40)年 同和対策審議会答申
- 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」
- 2002(平成14)年 特別対策の終了→一般対策での取組の開始
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」



(学習の参考)

- ・人権教育資料集1(同和問題)「つながり」高知県教育センター
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/tunagari.html>
- ・同和問題とは 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html
- ・だれもが幸せにくらすために 高知県人権啓発センターHP <http://www.kochi-jinken.or.jp/>
- ・教科書等

(ア) 女性の人権について

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」(昭和47年)等において、男女平等の原則が確立されました。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じています。例えば男女間の不平等な扱いや配偶者による暴力(DV)、セクシャルハラスメント等、女性の人権を侵す暴力的な行為も存在しており、それらの課題等への対応が求められています。

配偶者暴力相談センターにおける相談件数(件)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
62,099	89,490	99,961	102,963	111,630

(内閣府の資料による)

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、子どもたちが性別に関わりなく個性や能力を発揮できるよう、学校教育全体を通じて男女平等を基本とした教育の充実に努める必要があります。そのためには、教職員の認識を高め、人権の尊重や男女の平等、相互理解や協力についての学習の充実に努めるとともに、授業や学校行事、その他学校生活において、固定的な男女の役割分担意識を無意識のうちに伝えてしまうことのないように日頃から点検することが必要です。また、教材の作成や選定においても固定的な男女の役割分担意識を植えつけないものにするなどの配慮が必要となります。

具体的な取組としては、全ての教育活動において、児童生徒が男女平等について理解を深めるよう、また、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、勤労観、職業観、人生観や家庭観を身に付けられるような教育が必要です。さらに、DVの防止に関する理解と態度の育成等も考えられます。

また、PTA活動等の地域活動においても、様々な取組が性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意する必要があります。

なお、このような取組にあたっては、男女の違いを画一的、機械的に一切認めないということではなく、子どもの発達段階や性の違いに配慮するとともに、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を育むという視点が大切です。



1979(昭和54)年「女子差別撤廃条約」(国連)

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」

2001(平成13)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

「こうち男女共同参画プラン」

2003(平成15)年「高知県男女共同参画社会づくり条例」

2010(平成22)年「こうち男女共同参画プラン」改訂

2015(平成27)年「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

(学習の参考)

・男女共同参画に関するページ 高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danzyo-index.html>

(ア) 子どもの人権について

世界中の子どもの基本的な人権を広く認めるものとして、「子どもの権利条約」があります。同条約では、子どもの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めています。しかしながら、地域での子ども同士のふれあいの機会が減少したり、保護者の養育力が低下したりするなど、子どもと家庭を取り巻く環境の変化に伴い、非行、いじめ、児童虐待、体罰等、様々な問題が深刻化しており、その早急な解決が求められています。

子どもの人権が侵害された疑いのある事件数(件)						高知県公立学校におけるいじめの校種別認知件数の推移(件)					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
学校におけるいじめ	3,988	4,034	3,763	3,883	3,371	小学校	199	181	220	775	714
教育職員による体罰	370	887	574	494	448	中学校	393	288	284	392	332
児童に対する暴行・虐待	873	911	802	699	586	高等学校	54	32	161	144	267
						特別支援学校	3	9	3	4	3
						合計	649	510	668	1,315	1,316

(法務省人権擁護局の資料による) (高知県教育委員会 人権教育課資料)

(イ) 取組の方向性

子どもは、自らの意思で幸せに生きる権利が保障されている主体であり、そのことを学校教育において子どもに伝えることはもちろんですが、子どもの成長に関わる家庭・地域にも果たすべき役割の重要性を周知するなど、子どもの人権に関する社会的関心の喚起・意識啓発や、子どもを人権侵害から守る取組を推進する必要があります。

取組においては、家庭や地域と連携を図り、子どもの思いや願いを受け止めるとともに、一人一人を大切にする教育を推進し、子どもたちが安全安心で生き生きと生活ができる環境を整備していくことが大切です。また、子どもに自分や他者を大切にする態度や行動力を身に付けさせるための指導を行い、いじめや不登校の対策として子ども理解を深め、問題行動等の予防、早期発見・早期対応のための校内組織の整備や取組、相談体制を充実させることも不可欠です。

1959(昭和34)年「児童の権利に関する宣言(子どもの権利条約)」(国連採択)

1994(平成6)年「児童の権利に関する条約」(日本批准)

2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」

2004(平成16)年「高知県こども条例」

2005(平成17)年「こうちこどもプラン」

2013(平成25)年「いじめ防止対策推進法」

「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」

「高知家の子ども見守りプラン」

2017(平成29)年「いじめの防止等の対策のための基本的な方針」の改定、及び「重大事態に関するガイドライン」の策定



(学習の参考)

- ・教えて!ユニセフ 先生と子どもの広場 ユニセフHP <https://www.unicef.or.jp/kodomo/>
- ・子どもの人権を守りましょう 法務省HP http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html
- ・教科書等

(ア) 高齢者について

1982(昭和57)年に国連は「高齢化に関する国際行動計画」で、「高齢者が社会の不可欠な構成員として評価され、自らの家族とコミュニティの中で、達成感、健康、安全及び満足のある生活を享受できるようにすべきであることを厳粛に認識する」と述べています。

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。平成28年の人口推計では、本県の65歳以上の高齢人口は242千人で、県人口の33.5%を占め、県民の約3人に1人が65歳以上という高齢社会を迎えています。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者が社会の一員として尊重され、健康で生きがいをもって生活していくための取組をさらに推進し、継続していくことが求められています。

高齢者の人権が侵害された疑いのある事件数(件)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
高齢者に対する暴行・虐待	482	454	488	440	437
高齢者福祉施設における人権侵害	44	77	81	82	57

(法務省人権擁護局の資料による)

(イ) 取組の方向性

今後、重要なことは、高齢者に対する理解や孤立化、孤独化等の高齢者問題への関心を高めることです。特に、学校では、高齢社会に関する基礎的理解とともに、高齢者の人権に対して共感的に受け止めることができるような感性を育成するために、発達段階に応じて高齢者と交流する機会を増やすことが大切です。交流の中で高齢者の思いや豊富な経験、知識に学び、高齢者理解を深めていくことが可能となります。

1982(昭和57)年 「高齢化に関する国際行動計画」(国連)

1995(平成7)年 「高齢社会対策基本法」

1999(平成11)年 「生き生き高知・長寿憲章」

2001(平成13)年 「高齢社会対策大綱」

2006(平成18)年 「高齢者虐待防止法」

2015(平成27)年 「高知県高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業支援計画」



(学習の参考)

- ・ 高齢者福祉に関すること 高知県地域福祉部高齢者福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/2015082100034.html>
- ・ 高知県の人口推計 高知県総務部統計課 HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111901/t-suikei.html>
- ・ 人権教育資料集5(高齢者と人権)「いっしょにやってみるかよ」 高知県教育センター
- ・ 「ともに生きる時代へ 高齢社会と人権」法務省人権啓発教材 人権ライブラリー
HP <http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>
- ・ 教科書等

(ア) 障害者について

国は、平成 25 年 9 月に閣議決定した「障害者基本計画（第 3 次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮や環境整備を負担になりすぎない範囲で行うことが求められています。

障害のある人にとっては、店舗等における段差や車イスに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害によって生じる情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」等があり、そうした障壁を取り除く取組を行っていく必要があります。

障害者の人権が侵害された疑いのある事件数（件）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
障害者に対する差別待遇	259	217	263	265	286
障害者福祉施設における人権侵犯	82	60	93	77	63

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

学校における取組としては、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築や、交流及び共同学習の場を積極的に設け、ふれあう機会を通じて様々な障害や障害のある人への理解を深めて、ともに支え合う共生社会を目指した取組を行う必要があります。また、特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加に向けて、特性に応じた教育環境の整備等、特別支援教育の充実を図っていくことも重要です。

さらに、障害の有無や能力の差で人を価値付けるのではなく、人はだれもこの世に生まれた唯一無二で貴重な存在であることを理解させ、誰もが大切にされる社会を築こうとする意欲や態度を身に付けさせる指導も必要です。

このような取組は、障害のある子どもと障害のない子どもが相互に理解と認識を深めることができ、障害のある人に対する偏見や差別意識が生じない社会づくりにつながります。

- 1993（平成 5）年 「障害者基本法」
- 2004（平成 18）～2017（平成 29）年 「第 1～4 期 高知県障害福祉計画」
- 2006（平成 18）年 「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（国連）
- 2011（平成 23）年 「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針」
「障害者基本法の一部を改正する法律」
- 2013（平成 25）～2022（平成 34）年 「高知県障害者計画」
- 2016（平成 28）年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（学習の参考）

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 内閣府
HP <http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- ・ 障害者福祉に関すること 高知県地域福祉部障害保健福祉課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/O60301/>
- ・ 人権教育資料集 2（障害者と人権）「ぬくもり」 高知県教育センター

(ア) エイズ患者・HIV 感染者等の人権について

エイズ (AIDS) とは、Human Immunodeficiency Virus (HIV) の感染で引き起こされる、Acquired Immuno Deficiency Sndrome の頭文字をとった病名です。HIV は日本語では「ヒト免疫不全ウイルス」といい、AIDS は「後天性免疫不全症候群」と言います。HIV に感染すると、血液中で主に人間の免疫の中心的な役割を果たすヘルパーT細胞 (CD 4リンパ球) が破壊されます。そのため、病原体等から体を守る「免疫」の働きが低下した免疫不全という状態になり、普段かからないような様々な病原体による感染症が引き起こされやすくなります。

1980年代にエイズ問題がクローズアップされ、マスコミの不確定な情報に基づいた報道等への過剰な反応から、国民のエイズに対する偏見や固定観念等、誤った認識が広がりました (エイズパニック)。その結果、アパートへの入居拒否や立ち退き要求、学校におけるいじめ、職場での解雇等の人権侵害が発生しました。また、現在、日本は先進国の中で唯一、年間の新規エイズ患者数が増加傾向であるという報告があります。

こうした状況を踏まえ、今後も、エイズ等の感染症について、より一層の正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染者や患者の人権を大切にしたい社会づくりを進めていくことが求められます。

(イ) 取組の方向性

学校における取組においては、医学が日々進化しているため、現在の医療状況を確認して、予防方法を含めた正しい知識を広めながら偏見を払拭していくことが必要です。同時に、差別に向き合う感染者や患者の生き方から自分の生き方を見つめ、ともに生きる社会を築いていこうとする態度や実践力を身に付けさせることが求められています。HIV感染者等の人権に関わる問題を考えるだけでなく、インフルエンザ等のように身近な感染症と自らの関係性を見つめながら、感染者・患者とともに生きていく道を見つけていくことが大切です。学校等における系統的な取組はもちろんのこと、福祉保健所をはじめとする関係機関と連携を取り合うとともに、家庭や地域と連携・協力してともに学習を進めていくことが求められています。

1988 (昭和 63) 年 12 月 1 日を世界エイズデーと定める。(WHO)

1989 (平成 元) 年 「エイズ予防法」 → 1999 (平成 11) 年廃止

1999 (平成 11) 年 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2006 (平成 18) 年 「エイズ予防指針」 → 2012 (平成 24) 年改正

(学習の参考)

- ・「エイズ教育パンフレット」 日本学校保健会 HP <http://www.hokenkai.or.jp/2/2-5/2-51/2-51.html>
- ・人権教育資料集6 (外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権)「未来」高知県教育センター
- ・公益財団法人 エイズ予防財団 HP <http://www.jfap.or.jp/>
- ・教科書等



(ア) ハンセン病回復者の人権について

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。発病すると、手足の末梢神経が麻痺して、汗が出なくなったり、熱や痛みなどを感じなくなったり、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ったり、怪我や火傷に気付かずさらにその状態を悪化させてしまったりすることもありました。しかし、その感染力は非常に弱いものであるにもかかわらず、「癩予防法」のもと、人里離れた療養所に強制隔離されることで「伝染しやすい病気」という誤った認識が社会に広まったり、他の人が見て分かる障害が残ったりしたことで、差別や偏見が助長されました。そして、1946（昭和21）年にプロミンという特效薬ができ、治る病気になった後も、1996（平成8）年に「癩予防法」が廃止されるまでの間、この隔離政策は続けられました。

その後も、2003（平成15）年、熊本県においてホテルが入所者の宿泊を拒否する事件が起きるなど、ハンセン病回復者やその家族に対する根深い差別や偏見が残っています。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所できないという人もいます。

このような現状を踏まえ、入所者が里帰りしやすい体制づくりや、ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発が求められています。

(イ) 取組の方向性

ハンセン病患者や回復者に対する差別は、死んでも故郷に帰ることができないなどから、生きていた証そのものも奪いかねない深刻な人権問題です。それだけに、ハンセン病に関する歴史を正しく理解するとともに、なぜこのような人権侵害が温存されてきたのかを考えること、このような誤った政策を二度と繰り返させないことが重要です。ハンセン病患者や回復者の方々が生きてきた歴史を知り、排除した側の人々がもっていた意識を自分ももっていないかと自己内省を行い、これから自分ができることは何かを明確化することを通して、行動化につなげることができるような学習が求められます。それらの学習活動を通して、子どもとともに私たち教職員自身も、厳しい偏見や差別の中でも人間としての尊厳を失わずに生きたハンセン病回復者のたくましさから、自分はどうのような生き方をするのかについて考えることが必要です。



- 1907（明治40）年 「癩予防二関スル件」（明治政府）
- 1931（昭和6）年 「癩予防法」
- 1940（昭和15）年 治療法の確立
- 1996（平成8）年 「らい予防法の廃止に関する法律」
- 2008（平成20）年 「ハンセン病問題の解決促進に関する法律」

（学習の参考）

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権アーカイブ・シリーズ「ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～」「家族で考えるハンセン病」法務省人権啓発ビデオギャラリー HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

(ア) 外国人の人権について

1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正で、多くの外国人が、日本の産業の中の重要な労働者として来日するようになり、2016（平成28）年現在における外国人登録者数は238万2822人で、前年に比べ約15万人の増加となっています。国際化の進展とともに、人々の交流も活発化する一方で、外国人に対する偏見や差別等の人権課題が生じています。多くは、言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分なことに起因するものですが、歴史的背景により特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）による人権侵害もあります。こうした状況の中、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

高知県でも、外国人の居住者数は徐々に増加し、平成28年現在、66の国・地域、3,997人が暮らしています。国籍別に見ると、中国籍1,247人と最も多く、フィリピン籍657人、韓国・朝鮮籍569人、ベトナム籍467人、インドネシア籍253人と続いています。

今後、言語・文化・習慣等の違いを越え、外国人のもつ文化や多様性を肯定的に受け入れ、外国人や異文化に対する理解を深めていくことが重要です。そしてさらに、地域社会の一員としてともに暮らしていこうとする意識をもつことが望まれています。

(イ) 取組の方向性

外国人のもつ文化や多様性を受け入れるということは、様々な国の文化や習慣等を尊重し、その違いを認めるとともに、人間としての共通性を理解し共感するということです。子どもたちには、違いを認め合う寛容性のある国際感覚と人権感覚を育むことが求められています。国際化が進み、外国人との共生の必要性が高まる日本社会において、外国人をめぐる差別の現実をしっかりと認識させ、異なる習慣・文化をもった人々とともに生きていく態度やコミュニケーション力を育み、誰もが安心して暮らせる社会を築いていこうとする学習が必要です。



- 1965（昭和40）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（国連）
- 1990（平成2）年 高知県国際交流協会の設立
- 1995（平成7）年 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」条約に批准
- 2006（平成18）年 「地域における多文化共生推進プラン」
- 2006（平成18）年～2009（平成21）年 国際教育推進プラン
- 2016（平成28）年 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(学習の参考)

- ・人権教育資料集6（外国人と人権・HIV感染者/AIDS患者と人権・ハンセン病回復者と人権）「未来」高知県教育センター
- ・人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、ともに生きる～」法務省
HP <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・人権啓発ワークショップ事例集「『ワークショップをやってみよう』～参加型の人権教室」法務省制作人権啓発教材（人権ライブラリー）<http://www.jinken-library.jp/search/news/134130.html>

(ア) 犯罪被害者等の人権について

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって身体的、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活が脅かされたりすることがあります。そのため、犯罪に遭った家族は、収入の途絶やその後の弁護士費用、医療費等の増加等の経済的負担、捜査や裁判の段階での精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道等、被害後に生じる様々な問題にも苦しめられることが考えられます。また、自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重いことなどにより、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。さらに近年のインターネットの普及によって、大きな被害を受ける事例も多くみられています。

現在では、全国的な組織である「全国犯罪被害者支援ネットワーク」が結成され、被害者支援のための電話相談や面接相談を中心とした様々な活動が展開されています。

(イ) 取組の方向性

学校教育において指導を行う際には、だれもが犯罪被害者等になる可能性があることに気付かせるとともに、二次被害を起こすことのないよう犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育に取り組んでいく必要があります。また学習の際には、個人情報等の扱いについての十分な配慮が必要です。

- 1980（昭和 55）年 「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯罪被害者等給付金支給法）」 → 2001（平成 13）年改正 → 2008（平成 20）年改正
- 1985（昭和 60）年 「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」の採択（国連）
- 2005（平成 17）年 「犯罪被害者等基本法」 → 同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」
- 2011（平成 23）年 「第2次犯罪被害者等基本計画」
「犯罪被害者支援要綱」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」 高知県人権啓発センター
- ・犯罪被害者等に関するページ 高知県文化生活部男女共同参画課
HP <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/2015081800058.html>
- ・犯罪被害者等に関する啓発教材 警察庁犯罪被害者等施策啓発資料
HP <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/keihatsu/keihatsu.html>



(ア) インターネットによる人権侵害について

近年、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者の急増により、インターネットの匿名性を悪用し、電子掲示板やホームページにおける誹謗中傷、個人情報や写真を無断で公開するといったプライバシーの侵害等があり、社会に大きな影響を及ぼしています。さらに、インターネットを利用したセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題になっています。

インターネットによる人権侵害の特徴は、加害の容易性、匿名性、被害の急速化・拡大化、被害の回復の困難性にあります。そのことをしっかり認識し、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが求められます。

インターネットによって人権が侵害された疑いの事件数（件）

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
671	957	1,429	1,736	1,909

（法務省人権擁護局の資料による）

(イ) 取組の方向性

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、誰もが被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会にしていくために、学校教育においては、インターネットの適切な利用や情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて理解させることが重要です。併せて、友好な人間関係を築くための取組や、共感的に理解する力、人間関係調整力を育む学習についても実践していくことが必要です。

また、インターネット上でのいじめや誹謗中傷は、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質があるため、学級活動やホームルーム活動を通して、子どもが問題について主体的に話し合い、問題解決をしていくことや、児童会・生徒会活動を通してネットのルールづくりを進めていくなど、よりよい学校づくりに子どもが積極的に参画していくことも重要です。

- 2002（平成 14）年 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」
「名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」
- 2004（平成 16）年 上記ガイドラインの改訂
- 2005（平成 17）年 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」
- 2009（平成 21）年 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」

（学習の参考）

- ・情報モラル教育実践事例集 高知県教育委員会（平成 27 年 3 月）
- ・情報化社会の新たな問題を考えるための児童生徒向けの教材、教員向け手引書 文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- ・e-ネットキャラバン e-ネットキャラバン HP <https://www.e-netcaravan.jp/>
- ・情報モラル実践事例集 文部科学省HP http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html
「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教職員向け）文部科学省
HP http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

(ア) 災害と人権について

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災では、避難生活のなかで、要配慮者※や女性、また、やむなく避難所外で避難生活を送る方への配慮が行き届かない状況が問題になりました。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、周辺住民が避難先において、いじめなど風評に基づく差別的扱いを受ける事態が発生しました。

本県でも、防災、減災に関する様々な施策を推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例等も教訓として、災害時や災害後においても人権に配慮した対応ができるように、全てのプライバシーが守られ、人権が尊重されるための取組を推進しています。

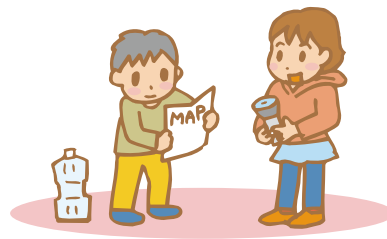
(イ) 取組の方向性

災害時に、一層人権に配慮した行動ができるようにするための教育・啓発を日頃から実施し、県民が安心して生活を送れるための取組を推進していくことが重要です。学校教育においては、防災教育の実施に加え、避難所でのプライバシーの保護、要配慮者や女性が避難所生活を送るうえでの配慮について、過去の事例等を活用して、自分ができることを考えさせる機会をつくる必要があります。また、避難所で生活できない人に対する配慮や、誰もが集団で生活できるようにするために必要なことも考えていきましょう。さらに地域とのつながりの重要性について学び、日ごろから地域と関わる取組を行うことが求められます。

被災地から避難した人々や子どもに対して、誤った認識や情報、偏見に基づくいじめ等については、全ての子どもの人権が尊重され、「自分の大切さと他の人の大切さを理解し、それが態度や行動に現れる」子どもの育成に向けた取組を充実していくとともに、大人が風評に惑わされず、毅然とした態度を取り、子どもに示し伝えることも大切です。

被災した場合の心のケアの体制づくりや、互いに思いやり、支え合う社会づくり等を計画的に考え、取り組むことが求められています。

※「要配慮者」：「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。



2005(平成17)年 「防災基本計画」

2008(平成20)年 「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」
→2014(平成26)改正

2012(平成24)年 「防災基本計画の修正」

2013(平成25)年 「高知県南海トラフ地震対策行動計画」

(学習の参考)

- ・人権啓発研修テキスト「だれもが幸せにくらすために」高知県人権啓発センター(平成28年3月)
- ・「高知県安全教育プログラム」高知県教育委員会学校安全対策課(平成25年3月)

●アイヌの人々

アイヌの人々は固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化をもっています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日ではその文化の保存・伝承が十分に図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

1997（平成9）年「アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が施行され、アイヌの人々の歴史や文化を正しく理解し認識を深め、偏見や差別の解消を目指して啓発等が行われています。

●刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更正意欲と併せて、家族、職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、毎年7月に「社会を明るくする運動」が実施されるなど、様々な取組が行われています。

●北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致は、重大な人権侵害です。

2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行されました。この法律は、国や地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に対する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしており、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発が行われています。

●性的指向

人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、両性愛の人が存在し、性の指向がどういう対象に向かうのかを示す概念を性的指向と言います。

同性愛者や両性愛者の人々は少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせを受けるなど、日常生活や社会生活の様々な場面で人権に関わる問題が発生しています。こうしたことが起こらないようにするために、性については多様性があることの理解を深め、性的指向の異なる人々たちへの偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現していかなければなりません。

●ホームレス

自立の意思がありながら、様々な事情から、路上での生活を余儀なくされる人々が多数存在しています。ホームレスの人々は偏見や差別の対象になることがあり、嫌がらせや暴行事件等も発生しています。

こうしたホームレスの人々の自立を支援するために、2002（平成14）年に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、翌2003（平成15）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定（2008（平成20）年に見直し、2013（平成25）年に新たな基本方針が策定）されました。

地域社会においてこの問題についての理解を深めるとともに、ホームレスの人々の自立支援等に努めることが求められており、そのための取組や啓発が行われています。

●性同一性障害

性同一性障害とは、生物学的な存在（からだの性）と性への自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じる状態を言います。

性同一性障害であるために周りからの理解が得られず、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性別違和を家族や友人に言えずに悩み、自己否定して自殺まで考える人がいるという指摘もあります。

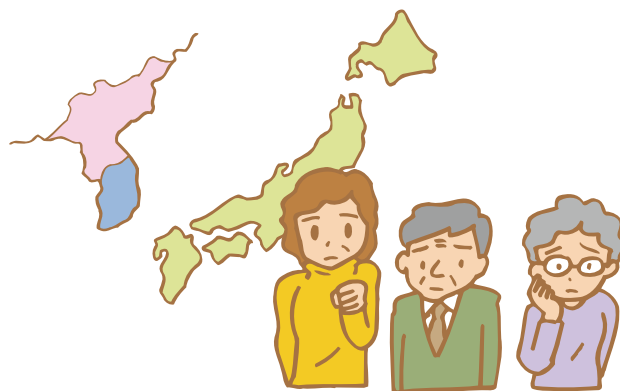
2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、戸籍上の標記等を変更できるようになりました（2008（平成20）年の改正により条件を緩和）。

さらに、性同一性障害を正しく理解し、偏見・差別をなくす等の啓発に取り組んでいく必要があります。

●人身取引

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。特に女性や子ども等が被害者となる場合が多く、日本でも、外国人（特に女性）が強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられているという事例が報告されており、日本は人身取引の受入国として、国際社会から批判を受けています。

国は、2004（平成16）年に「人身取引対策行動計画」、2009（平成21）年に「人身取引対策行動計画2009」を策定し、関係省庁が協力してこの問題に取り組んでいます。



(2) 育てたい資質・能力を明確にした指導内容の構成

① 知的理解と人権感覚

人権意識等を育み、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関わる事柄を知識としてとらえる（知的理解）だけでなく、その内容を直感的に感受し共感的に受け止め、それを内面化できるような感性や感覚（人権感覚）を育成するとともに、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を育む必要があります。

そのために育てたい資質・能力は、知識的側面（知識）、価値的・態度的側面（態度）、技能的側面（技能）の3つの側面としてとらえることができます。（P2～3参照）

子どもたちには、人権に関わる資質・能力をトータルに身に付けさせる必要があり、学校全体における系統的な指導内容として、これらの側面の育成を総合的に指導計画に位置付けることが望ましいと言えます。

また同時に、育成すべき資質・能力の特定の側面に焦点を当て、個別的、具体的な指導内容を構成してこれを実施していくことも必要かつ有効な方法となります。



② 人権に関する知的理解に関わる指導について

人権に関する知識理解を深めるためには、知識的側面の資質・能力の育成を図ります。

<知識的側面>

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識、人権の歴史や現状についての知識、国内法や国際法等々に関する知識、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識等が含まれます。

その指導にあたっては、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりするうえで具体的に役立つよう、人権や人権擁護に関する基本的な内容や意義について確実に学び、知識を身に付けることが大切です。

これらの育成には各教科等をはじめ、全ての教育活動の場で、積極的に取り組むことが求められます。その場合、「人権に関する知識が、子どもたちの生活の変容に資する生きた知識として内面化され、主体化されること」「指導が単なる知識伝達にとどまらず、その知識内容を自らのものとして肯定的に受け止め、共感できるために、主体的な学習方法を活用する努力」が求められています。

【各教科等を通して身に付けさせたい 知識等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 保健体育
人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関わる知識 等
- 技術・家庭
人権課題「高齢者」、「インターネットによる人権侵害」に関わる知識 等
- 社会（歴史）
人権課題「女性」、「同和問題」、「アイヌの人々」に関わる知識 等
- 社会（公民）
人権課題に関する知識、権利と義務、個人の責任、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加と奉仕、自己実現と幸福 等

③人権感覚の育成に関わって

人権感覚を育成するには、価値的・態度的側面と技能的側面に属する価値や態度、諸技能を合わせて身に付けていくことが大切です。

<価値的・態度的側面>

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲等が含まれます。人権に関する知識や人権擁護に必要な諸技能を人権実現のための実践行動に結び付けるためには、このような価値や態度の育成が不可欠です。

<技能的側面>

コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見極める技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能等が含まれます。

これらの育成には、人権教育を通じて育てたい資質・能力の全体構造を意識しつつ、その諸要素の中からいくつかを取り上げ、様々な場面や機会を活かして促進を図る取組が必要となります。その際、特に「共感的に理解する力」「コミュニケーション能力」「自他の人間関係を調整する能力」等について取り上げ、それぞれの育成に取り組むことが重要です。

【各教科等を通して身に付けさせたい 心情や態度等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 理科
生命を尊重する態度
- 音楽
豊かな情操
- 美術
豊かな情操
- 技術・家庭
生活をよりよくしようとする実践的な態度
- 保健体育
協力、公正等の態度
- 特別の教科道徳
自由・責任、思いやり・親切、信頼・友情、尊敬・感謝、生命尊重、公正・公平、家族愛、協力、国際理解
- 総合的な学習の時間
主体的、創造的、協同的に取り組む態度
- 特別活動
より良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度

【各教科等を通して身に付けさせたい 技能等（例）】

中学校学習指導要領を参考に

- 国語
話す・聞く・話し合う能力、思考力や想像力
- 数学
筋道を立てて考える能力
- 理科
問題解決の能力、科学的な見方や考え方
- 外国語
コミュニケーション能力の基礎
- 総合的な学習の時間
よりよく問題を解決する能力
- 特別活動
自己を生かす能力、生活上の諸問題の解決、コミュニケーション能力

④総合的な指導について

特定の側面に焦点を当てた個別的な内容の指導と合わせて、様々な指導内容を組み合わせた総合的な指導のプログラムを構成して指導することも大切です。

【総合的な指導のためのプログラム（例）】

次の一連の学習により、自尊感情を育み、様々な人権課題の認識、社会的背景の考察、人権課題に共通する概念を習得し、人権尊重のための実践行動力の獲得に到達するまで、自然な流れの中で諸要素を総合的に身に付けることが期待されます。

- ① 自分が生きている価値の実感（自分に対する肯定的態度）
- ② お互いの中にある違いの自覚と尊重
- ③ 人権侵害の歴史的・社会的背景と当事者の生き方の学習
- ④ 様々な人権課題の解決に共通して必要な概念や枠組みに関する学習
（自尊感情・自己開示・偏見・悪循環・平等観・特権など）
- ⑤ 具体的な場面に対応できる行動力の育成
- ⑥ 人権が尊重される社会づくりにつながるような行動力の育成



①～⑥のどの要素が重視されるのかは、子どもの発達段階や学習経験等の実態や学習内容によっても異なります。

<発達段階を考慮した重点の置き方>

小学校低学年では①②を重視し、学年が進むにつれて③④に重点が移り、小学校高学年や中学校、高等学校ではこれらに加えて⑤⑥も重要な位置を占めるようになります。

<同一学年内での学習時期を考慮した重点の置き方>

年度当初は①②が重視され、その成果を土台に日常的な学習が継続され、③④は子どもたちの状況に応じて組み込まれ、⑤⑥等の具体的な行動力の学習へと進みます。

以上のように順次性を大切にしながら学習を展開していくことが求められますが、場合によっては改めて①②の側面を強調する等、状況に応じた学習が必要となります。

[第三次とりまとめ] 参考



(3) 各教科等と関連した人権教育の在り方

①各教科等と関連した人権教育の授業

学校教育における各教科等やその分野・領域には、それぞれ独自の目標やねらいがあります。各教科等の指導にあたって、その目標やねらいを達成させることが、第一義的に求められることは言うまでもありません。

各教科等と関連させて人権教育を行うということは、その教科の目標を達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように授業を意図していくということです。

例えば、国語科本来のねらいである「適切に表現する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を養う」ことを達成することによって、人権教育の技能的側面である「コミュニケーション能力、違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力」と関連付けて指導し、人権感覚の育成を図ることが考えられます。

また、社会科においては「民主的・平和的な国家・社会の形成者としての公民的資質を養う」ことと、「自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務等の諸概念についての知識や人権の歴史や現状についての知識等」の知識的側面を関連付けて指導し、人権に関する知的理解の深化を図ることが考えられます。

その際に大切なことは、目標や内容にどのような関連があるのかを「学年別年間指導計画」等に基づいて把握し整理しておくことと、その単元や題材全体に関わって、人権教育のどのような資質・能力を育てるのかを明確に設定し指導することです。

学習指導案作成の際には、「人権教育の視点」として、育てたい資質・能力等を記入するとともに、「人権教育の視点に関わる具体的な指導の手立て」を留意点として記入することが大切です（第3章の各実践・指導事例を参照）。

それらの目標を達成し、十分な効果を上げるためには、「人権教育で大切にしたい四つの視点」の一つである「人権が大切にされた環境で学ぶ」ことができるようにしなければなりません。

したがって、実際の指導にあたっては「人権が尊重された授業づくり」を意識し、自分の良さや可能性を発揮することができる学習活動となるように努め、一人一人の大切さが認められるような環境をつくることが求められます。全ての子どもに十分な学習機会を提供することや、学力進路保障を充実していくことは、教育を受けることそのものが人権であるという人権教育の重要な視点です。

このような授業づくりの視点は、各教科等における授業の基本となる展開を示した「高知県授業づくり Basic ガイドブック」（高知県教育委員会）や、『発達障害等のある子どもたちをはじめ、全ての子どもたちが「分かる」「できる」ように工夫、配慮された授業』であるユニバーサルデザインに基づいた授業づくりと別のものではなく、それぞれ関連する部分が非常に多くあります。



【参考1 人権学習プログラム】

人権教育を効果的に推進するためには、教科等の指導内容の関連付けを図り、実施時期や実施方法を調整することも重要です。

具体的には、人権に関する学習を1単位時間の授業や体験活動のみで終わらせるのではなく、複数の教科等を人権教育の視点（人権教育で育てたい資質や能力）でつなぎ、子どもの実践行動力の育成を目指す「人権学習プログラム」（高知県教育センター）を作成することが有効です。

この考え方は、新学習指導要領に「教科横断的な視点に立った資質・能力の育成」と示されているカリキュラム・マネジメントの考え方に合致するものです。



人権学習プログラムの例（小学校第6学年〈HIV感染者等〉）

1. 体育科 保健領域

「病気の予防」【知識的側面】



2. 特別の教科 道徳 公正・公平・社会正義

「エイズと闘った少年～ライアン・ホワイト～」【価値的・態度的側面】



3. 学級活動

よりよい人間関係の形成【価値的・態度的側面、技能的側面】

※実施の時期を世界エイズデー（12月1日）としたり、レッドリボンを教室に掲示したり、関連する本を学級文庫に置く等の取組も効果的である

【参考2 人権が尊重される授業づくり】

学校全体で人権尊重の雰囲気をつくるためには、日々の授業における活動の一つ一つが重要な要素となります。授業では、教員は子どもの感情や考えをあせらず、あわてず、最後まで聴く姿勢をもつとともに、子どもの言葉や行動の是非を性急に判断するのではなく、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける必要があります。

教員は指導者として、学習内容や指導方法等について十分な教材研究や準備が必要であることは言うまでもありませんが、授業中は子どもの発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に受容的・共感的な姿勢・態度で接することが求められます。さらに子どもが有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組んでいくことも大切です。

次に示すのは、人権教育の視点に立った授業の工夫を進めていく際の主な視点の例です。



人権が尊重される授業づくりの視点例

視点	ねらい	ポイント・留意点
自己存在感をもたせる支援を工夫する	「授業に参加している」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容や活動に応じた座席の工夫や発問・応答パターンの工夫を行う。 ○児童生徒の既習事項や生活体験、興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できるような課題設定の工夫を行う。 ○児童生徒の学習意欲や習熟の度合いを把握し、課題（教材）を複数準備したり、ヒントカードを与えたりする。 ○結果にこだわらず、思考過程や学習過程を認める。
	「自分が必要とされている」という実感をもたせる。	<ul style="list-style-type: none"> ○意図的な指名等、一人一人が活躍する場や課題を工夫する。 ○自由な発想等が認められたり、自己選択できたりする場を工夫する。 ○互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身に付けさせる。 ○協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。
	教師自身が一人一人を大切に示す姿勢を示す。	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の名前を呼び、目を見て話す。話をよく聴く。 ○発言しない児童生徒に対して配慮と適切な支援を行う。 ○承認・賞賛・励ましの言葉をかけ、個に応じた改善課題や改善方法を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫する	「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○「誰にでも失敗はある」、「誰もがよさや弱さをもっている」という認識に立って、互いを尊重し合う人間関係づくりを行う。 ○一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行う。 ○教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりしない。
	「ともに学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ○他者の発言や作品のよさに気付き、学ぼうとする態度を育てる。 ○自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。 ○他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。 ○互いの役割や責任を認め合う態度を育てる。
自己選択・決定の場を工夫して設定する	学習課題や計画を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じて、複数の学習課題の中から自分にあった課題を選択する機会を設定する。 ○発達段階に応じて、学習の見通しをもって計画を立てるための支援を行う。
	学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な教材・教具を準備し、選択の幅を与える。 ○自分の習熟の度合いや興味・関心に基づいて、教材・教具を選択できる場を設定する。
	学習方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて児童生徒の実態や学習内容に応じた学習方法を提示し、選択の幅を与える。 ○課題解決のための情報や資料を準備し、その活用方法について適宜助言する。 ○ワークシートやノート整理の方法、学習内容のファイルの仕方を助言する。
	表現方法を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態を踏まえて多様な表現方法を提示し、選択の幅を与える。 ○考えをまとめるための多様な学習ノートを準備する。 ○相手や内容に応じた表現ができるよう、多様な表現スキルを提示する。
	学習形態や場を選択する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自分の課題や方法に基づいて活動内容や場所を選択する機会を設定する。
	振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の実態や学習内容に応じた学習成果のまとめ方を多様に提示し、選択の幅を与える。 ○自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。

[第三次とりまとめ]

②総合的な学習の時間における人権学習

総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方（高等学校は、在り方生き方）を考えていくための資質・能力を（中略）育成することを目指す」と示されています。

このような総合的な学習の時間の目標に基づき、人権に関する内容や人権課題に関わる内容も総合的な学習の時間に取り扱うことができますが、活動の展開が総合的な学習の時間の趣旨に沿ったものでなければなりません。

実施する際には、各学校が設定した人権教育目標と関連のある内容を位置付け、子どもの実態、地域の特性を考慮したうえで、総合的な学習の時間の目標に即し、学校として育てたい資質・能力を明らかにして学習計画を立案することが大切です。

また、人権に関する知識や技能を学ぶという学習にとどまることなく、個々のもつ課題について探究していくなど、子どもたちが主体的に取り組む態度の育成を目指したり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

(ア) 育てようとする資質や能力及び態度

総合的な学習の時間を適切に実施することを通して、人権教育として身に付けさせたい力や技能を育成することができます。

総合的な学習の時間で育てようとする資質や能力及び態度

- 問題状況における事実や関係を把握し、理解する。
- 相手や目的に応じてわかりやすく表現する。
- 学習の進め方や仕方を振り返り、学習や生活に生かそうとする。
- 探究的な活動を通して、自己の生き方を考え、夢や希望などをもとうとする。
- 探究的な活動を通して、異なる意見や他者の考えを受け入れて尊重しようとする。
- 自他のよさを受け入れながら協力して問題の解決に向けた探究に取り組もうとする。
- 探究的な活動を通して、進んで実社会・実生活の問題の解決に取り組もうとする。

人権教育として身に付けさせたい力や技能

- 他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力、共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション力やそのための技能
- 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を満たせる解決法を見いだして、それを実現させる能力やそのための技能



(イ) 総合的な学習の時間における人権学習の配慮事項

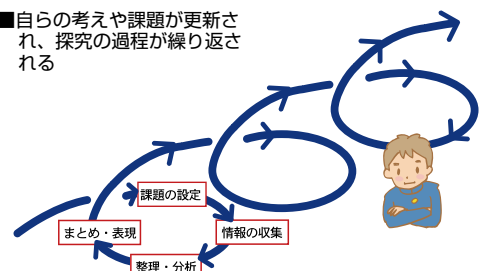
●探究的な学習

探究的な学習とは、下の図のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく一連の学習活動です。

【探究的な学習における児童生徒の学習の姿】

- ①【課題の設定】
体験活動等を通して、課題を設定し課題意識をもつ。
- ②【情報の収集】
必要な情報を取り出したり収集したりする。
- ③【整理・分析】
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する。
- ④【まとめ・表現】
気付きや発見、自分の考え等をまとめ、判断し、表現する。

■自らの考えや課題が更新され、探究の過程が繰り返される



■日常生活や社会に目を向け、児童生徒が自ら課題を設定する

こうした探究の過程の中で人権課題を考えることで、子どもは繰り返し、人やもの、事象と出会い、調べ、考えを深めていきます。

●協働的な学習

総合的な学習の時間では、特に、他者と協働して課題を解決しようとする学習を重視します。それは、多様な考え方をもち他者と適切に関わり合ったり、社会に参画したり貢献したりする資質や能力及び態度の育成につながるからです。具体的には、次のような学習の仕方と子どもの姿が想定できます。

- ① 多様な情報を活用して協働的に学ぶ
- ② 異なる視点から考え協働的に学ぶ
- ③ 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- ④ 主体的かつ協働的に学ぶ

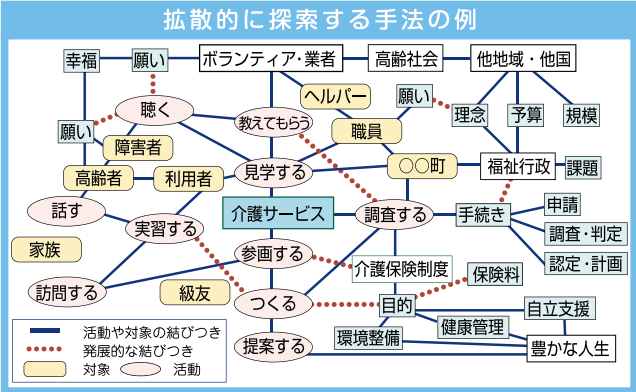
●意図した学習（人権課題との出会い等）を効果的に生み出す単元の構成

子どもの疑問や関心を源とする子ども主体の学習活動の中で、どのようにすれば教師が意図する学習を効果的に生み出すことができるか？

- ① 関心や疑問から、子どもたちはどのような活動を求め、展開していかようかと考える。
- ② 活動の展開で出会う様々な問題場面と、その解決を目指して子どもが行う問題解決や探究活動の様相、さらにそれぞれの学習活動を通して子どもが学ぶであろう事項について、考えられる可能性をできるだけ多角的、網羅的に予測する。
- ③ 学校で定めた内容、育てたい資質や能力及び態度との照らし合わせを行う。

人権課題と出会わせる方法（例）

「介護サービス」の教材としての広がりや想定した右の図のように、特定の素材から広がる活動や対象を、できるだけ幅広く拡散的に探索することによって人権課題に気付くことができます。



●学習展開の仕方

子どもたちが自ら課題意識をもち、その意識を連続発展させることは欠かせません。しかし、子どもが自ら課題を発見するためには、教師はただ待つのではなく、意図的な働きかけを行い、学習対象との関わり方や出会わせ方等を工夫することが大切です。

●言語活動の充実

「探究的な学習」や「協働的な学習」の過程の中で、子どもが人権に関する内容や人権課題に関わる内容と出会うことだけが学習の目的ではありません。

言語活動の充実を図り、体験したことや収集した情報を分析したり、まとめ、表現したりする活動を通して、現実の生活や自己の生き方を重ね合わせて考えられるようにすることが大切です。

③特別の教科 道徳

(ア) 道徳教育との関連

道徳教育と人権教育とは、人間の生き方や生活の根本に関わるものであり、知的理解と実践的行為に基づく人間性の育成をはじめ、様々な共通点があります。道徳教育も人権教育も、本来学校教育全体で組織的・計画的に取り組んでいかなければなりません。

今回改訂された「学習指導要領」の総則においても、小中学校においては「学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（道徳科）の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動」と明記されています。

また、高等学校においては、「道徳教育を進めるにあたり、道徳的实践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないより良い社会を実現しようとする態度を養うための指導が、適切に行われるよう配慮しなければならない。」と明記されています。

人権教育でも「学校における人権教育の取組の視点」として、「人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。」と人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕に明記されています。

育てたい力

道徳教育

「道徳性」

人間としてよりよく生きようとする人格的特性

- 道徳的判断力
- 道徳的心情
- 道徳的实践意欲及び態度



人権教育との関連

「価値的・態度的側面」

- 人間の尊厳・価値の尊重、自己尊重の感情
- 多様性の尊重・共生
- 権利と責任、公平・公平
- 参加・参画

「技能的側面」

- 想像力・共感力
- コミュニケーション能力
- 人間関係調整力・問題解決力
- 公正・公平な思考力・判断力

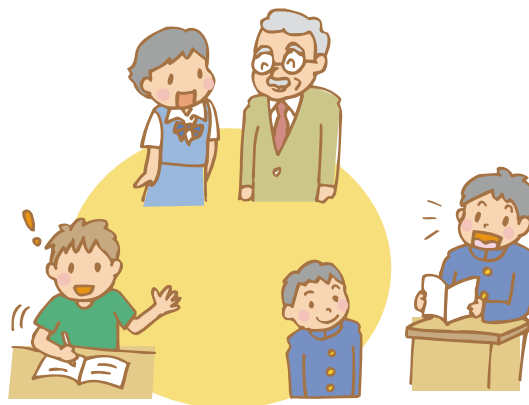
道徳教育と人権教育は関連性が見られ、よりよく生きたいと思う感情の道徳的心情は、人権教育では感受性という技能的側面でとらえることができ、またよりよく生きるためにどうすべきかを判断する能力である道徳的判断力は、人権教育における技能的側面に含まれると考えられます。そして、道徳的实践意欲及び態度と人権教育の価値的・態度的側面は、ともにそれぞれの価値を大切にしようとする面について共通しています。

また、「特別の教科 道徳」では、いじめ問題への対応の内容の充実をはじめ、「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加し、内容の充実を図っています。これらの内容項目の中の「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」等については、人権教育では人権や人権課題についての学習においても関連させて学習することができます。

(イ) 道徳科の時間に人権教育を関連させる方法

人権教育は各教科等の学習の中に位置付けて行うものであり、それは道徳科の時間においても同様です。道徳科の時間の目的を達成したうえで、人権教育との関連性を図ることが重要です。また、人権教育を道徳科の時間で行うためには、人権に関する何を学ぶのかを具体的に設定する必要があります。

そして、道徳科の時間の価値の自覚を深める授業を展開しつつ、その中で人権感覚を身に付けることができるような学習過程や、道徳科の価値と人権課題についての知識、人権感覚を学ぶことを位置付ける学習過程を形成することができます。



【具体例】

- ・「公正・公平・社会正義」の内容項目についての話し合い活動を通して、コミュニケーションスキルを学び、学級の仲間と協力する場面や互いの意見を認め合う場面を設定することで、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。
- ・上記の内容項目で、人権課題についての学習内容を知識として学習する場面や、差別の現実の課題を解決するための話し合い活動を設定し、道徳的価値を高め人権感覚を身に付ける。

具体的な授業を計画していく場合、自己尊重や他者尊重を育てていくために、できるだけ多くの対話の場を設け、また子どもが主体的に考え合う具体的状況をつくっていくことが重要となります。道徳教育の場合では、学習指導要領改訂に伴い、社会の持続可能な発展等、社会の現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるように努めることが求められており、子ども自らが考え、理解し、主体的・対話的で深い学びの学習が提唱されています。

また人権教育においても、他の人とともによりよく生きようとする態度や集団生活における規範等を尊重し義務や責任を果たす態度、具体的な人権課題に直面してそれを解決しようとする実践的な行動力等を、子どもが習得していくことが大切です。各学校においては、教育活動全体を通じて、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ち等が分かるような想像力、共感的に理解する力を育むことが必要です。また、考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力を総合的にバランスよく培うことが求められています。さらに、人権教育も道徳教育も単独ではなく、他教科や領域と連携しながら行っていくことが、年間指導計画等を立てていくうえで重要な視点です。



④特別活動

(ア) 特別活動との関連

特別活動の目標は、小・中・高等学校のいずれの学習指導要領にも、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、さまざまな集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する」と示されています。

特別活動の目標に示された育成したい資質・能力・態度は、人権教育で育成したい「自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」と重なる部分があり、特別活動と人権教育は密接な関係にあると言えます。

話し合い活動やグループ活動を通して、助け合いや思いやりの心を育てたり、学校行事等におけるボランティア活動等の社会体験や自然体験等を通して豊かな心を育てたりすることは、人権教育の目標に結びつくものです。

特別活動の実施にあたっては、その目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に関連させた年間指導計画を作成することが大切です。特に、子どもの日常生活に見られる人間関係の問題や様々な人権課題に関する内容については、学級活動やホームルーム活動において指導の充実が図られるように指導計画に位置付けることが求められます。

また、補助教材の選定・活用については、資質・能力の育成に向けて、子どもの主体的・対話的で深い学びの実現を図るためのものとなるよう、十分検討する必要があります。

(イ) 学級活動との関連

学級活動では、学級や学校での生活をよりよくするために、互いに尊重しよさを認め合えるような人間関係を形成し、よりよい生活を築くために役割や責任を果たし、自己をよりよく生かすとともに、ともに考え話し合い、協力して諸問題を解決したり、自己の（人間としての）生き方（在り方）についての考え（自覚）を深めたり、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指します。



(ウ) 児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）との関連

児童会・生徒会活動及びクラブ活動（小学校）は、それぞれのねらいや活動形態の違いはあるものの、集団活動の基本的な性格や指導の在り方において共通の特色を有しています。異年齢の集団活動は、子どもたちが、所属する集団の一員としての自覚と責任感をもち、ともに協力し、信頼し支え合おうとする人間関係を構築し、他者を尊重し、ともによりよい集団生活や社会生活を築こうとする開かれた人間関係を学ぶことができます。また、学校生活の充実・向上に関わる問題について、みんなで話し合って協力して解決したり、集団や社会の一員としての自覚に基づき、学校や地域社会の生活の充実・向上に積極的に関わったり、自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力を育成することを目指します。

これらの活動を通して、子どもに身に付けさせたい資質や能力及び態度は、人権教育で身に付けさせたい人権感覚と共通するものがあります。したがって、各活動で身に付けさせたい資質や能力及び態度を明確にして、適切に指導していくことは、人権教育の観点からも重要です。

(工) 学校行事

全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指します。これらは、人権教育の知識的側面や価値的・態度的側面、技能的側面と共通するものもたくさんあり、学校行事で育てたい子どもの資質や能力及び態度の育成は、人権教育で育てたい知的理解や人権感覚の育成につながります。

(4) 指導方法の在り方

①効果的な学習教材の選定・開発

人権教育の学習教材を選定・開発するにあたっては、まず何よりもその学習の目的が明確化されなければなりません。

教職員は、その学習の目的に応じて、「身近な事柄を取り上げる」「子どもたちの興味・関心を生かす」など、内容面での創意工夫を行い、多様な学習教材の選定・開発をする必要があります。また、作成した教材を子どもたちに与えるだけでなく、地域の人々の生き方・考え方や地域の歴史・伝統を学ぶ際の聞き取りや調べ学習といった活動の中から、子どもたち自身が自らの教材を作り上げていくという学習過程も大切にしたいものです。

効果的な学習教材の選定・開発だけでなく、指導者の役割を問い直すことも重要です。子どもたちの主体性を引き出し、活発な学びの場を生み出すために、教師にはファシリテーター（学習促進者）としての役割が期待されます。知識の一方的な伝達にとどまらない、創造的・生産的な活動を保障する推進役としての働きかけが望まれます。



【効果的な教材（例）】

- 外部講師の講話やふれあいの教材化
- 命の大切さに関する教材
- 地域の教材化
- 小説、詩、歌等の作品の教材化
- 保護者や地域関係者とともにつくる教材
- 歴史的事象の教材化
- 子どもの感性に訴える視聴覚教材
- 同世代の子どもの人権作文

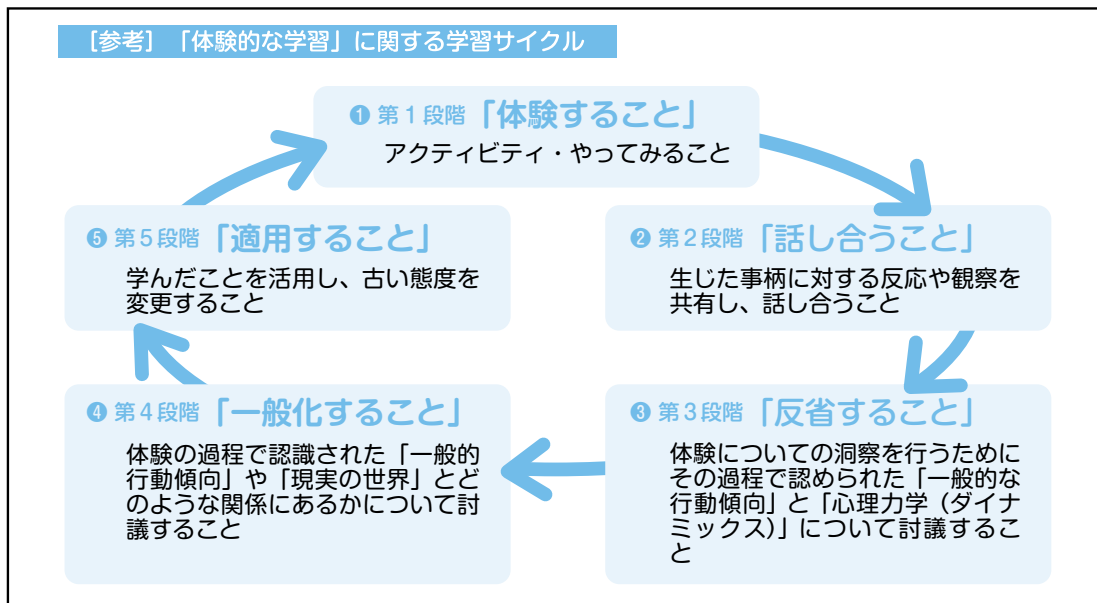
②指導方法の工夫

人権に関する知的理解を深める指導についても、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力についても、知識を一方向的に教え込んだり、言葉で説明して教えるというような指導方法では到底育むことができません。

このような資質や能力を育成するためには、子どもたち自身が「感じ・考え・行動する」こと、つまり、自分自身の心と頭と体を使って、主体的・実践的に学習に取り組むことが不可欠です。

子どもたちの「協力」「参加」「体験」「追求」を中核においた学習形態は、人権教育の指導方法の基本原理であると言えます。

- 協力的な学習…児童生徒が自分自身と学習集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める学習。
- 参加的な学習…学習課題の発見や学習内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加する学習。
- 体験的学習……具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探索したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける学習。



そのうえで、指導方法の工夫として、「子どもたちの主体性を尊重すること」「『体験』を取り入れること」「発達段階を踏まえること」が大切です。

③人権教育の振り返り

教育活動は、常に効果的であったかどうかということ振り返り、改善していくことが大切です。そのためにも、人権教育の目標や育てたい資質・能力を明確にした人権教育の推進が望まれます。

「学んだ証は変わる」という言葉が示すように、人権教育では学ぶ主体である子どもが、学習することによって、その態度や行動がどのように変容したかに重きが置かれます。

そして、その変容は様々な生活経験と相まって見られることも多く、学習場面だけでなく、日頃の対話、日記や作文等の記録等から多面的、継続的に子どもの様子をつかんでいくことが大切です。

3

人権教育全体計画例・年間指導計画例

(1) 小学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・人権を尊重し、仲間を大切にできる児童の育成
- ・自ら学び、主体的に行動できる児童の育成

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認	
<p>人とのつながりのなかで、人権感覚を養い、社会や生活を見つめながら、主体的に行動することができる。</p>		<p>○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会</p>	
1. 2年	自分の思いが言え、友だちの気持ちも考え、仲良く助け合うことができる。	<h3>職員間で共通理解を必要とする事項</h3> <p>○保護者の願い ・夢を持たせたい ・いじめのない学校 ・地元の中学校に通わせたい ○地域の実情 ・ゆず産業が中心 ・地域行事への参加者が多い ・高齢化が進んでいる ○児童の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している児童もいる</p>	
3. 4年	身の回りの矛盾や不合理に気付くことができる。		
5. 6年	身の回りの人権問題に気付き、仲間と協力し合って解決しようと行動できる。		
目指す教職員像			
<p>○確かな人権感覚をもち、児童や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。</p>			

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿	
<p>○不登校傾向にある児童（4人） ○保護者が外国出身の児童（1人） ○いじめの被害者となっていた児童（3人） ○いじめの加害者となっていた児童（5人） ○発達障害など特性のある児童（8人） ※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。</p>	

人権学習及び校内研修等の計画													
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1. 2年			○	○								○
	3. 4年		○	○	○	○			○		○		○
	5. 6年	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○
研修	保護者				○						○		○
	教職員											○	○

※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。
 ※ハンセン病回復者については、同一校区の中学校で行うように確認している場合の例です。
 ※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	教材を通して自分の生き方についての考えを広げる。	体育	協調性・連帯性を育てる。
社会	自他の人権の大切さを理解し、身近な人権課題に関心を持ち、平和で民主的な国家・社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を養う。	家庭	よりよい家庭生活のあり方に気付き実践する力を育てる。
算数	論理的思考や合理的な考えを持つ。	外国語活動	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
		外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
理科	問題解決の力、自然を愛する心情や生命を尊重する態度を養う。	特別の教科道徳	差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる。情報モラル教育
生活	身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしようとする態度を養う。	総合的な学習の時間	探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。
音楽	合唱や合奏を通して、音楽に対する感性を高め、豊かな情操を育てる。	特別活動	学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事において望ましい集団活動や人間関係について体験を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養う。
図画工作	表現活動や鑑賞活動を通して、感性を働かせながら、豊かな情操を育てる。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー（当事者）による講演会等を企画する。

※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動（学級活動以外）の時間を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認	・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業	・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動	・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除	・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の児童にしんどい役を固定しない。
家庭訪問	・家族が抱えている社会的な不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

小学校第1学年 人権教育年間指導計画(例)

各教科等	1学期	2学期	3学期
国	はきはきあいさつ	ともだちにきいてみよう	むかしばなしをたのしもう
算	がっこうだいすき ・みんなともだち ・たんけんでみつけたことをはなそう	つくろうあそぼう ・みんなであそぼう ・いっしょにあそぼう	もうすぐ2ねんせい ・いちねんかんをふりかえろう ・あたらしい1年生をしょうだいしよう
生活		かぞくにここにくださいせん ・いえで チャレンジ ・ありがとうをつたえたい	
音	うたでいっしょにあそぼう	きせつのうた	
図		こころのはなをさかせよう	
体			
特別の教科 道徳	はやとのゴール(高齢者)	オリンピック・パラリンピック(外国人・障害者) 学校へ行くとき(外国人) やめなさいよ(子ども)	二わのことり あしたはえんそく(子ども)
特別活動	あいさつ	きもち いろいろ いいきもち	かんしゃの気持ちをあらわそう
児童会活動	縦割りの班編成	ウィンター集会	ユニセフ募金 長縄跳び大会
学校行事	入学式 春の遠足	運動会 社会見学 人権教育参観日	6年生を送る会 卒業式
特設等		平和学習	人権の花植え

※個別の人権課題に関する学習(個別的な視点からの取組)は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命)や(平和)等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

小学校第3学年 人権教育年間指導計画(例)

		1 学期	2 学期	3 学期
各教科等				
国		話したいな、うれしかったこと	案内の手紙を書こう (高齢者)	
社		わたしたちのくらしとまちではたらく人びと		古い道具と昔のくらし (高齢者)
算				
理				
音			世界の友だちの歌を楽しもう (外国人)	
図		はだいろってどんな色 (外国人)		
体				
特別の教科 道徳		三年生は上級生 アメリカから来たサラさん (外国人)	同じなから (子ども) バスの中で (高齢者) みんながくらしやすい町 (障害者)	道夫とぼく (子ども) きよしのなやみ (インターネットによる人権侵害)
外国語活動		Hello! あいさつをして友達になろう (外国人)		
総合的な 学習の時間			みんなちがってみないっしょ (障害者) ・身の周りにあるユニバーサルデザインを見つけよう ・アイマスク体験 ・ユニバーサルデザインを考えよう	
特別 学級活動		学級のなかの大切なわたし	みんなで協力 (子ども・女性)	思い出新聞
児童会活動		縦割り班編成		ウィンター集会 ユニセフ募金 長縄跳び大会
学校行事		入学式	春の遠足	運動会 社会見学 人権教育参観日 6年生を送る会 卒業式
特 設 等			平和学習	人権の花植え

※個別の人権課題に関する学習 (個別の視点からの取組) は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命) や (平和) 等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

小学校第5学年 人権教育年間指導計画（例）

		1 学期	2 学期	3 学期
各教科等				
国		だいじょうぶ だいじょうぶ (高齢者) 立場を決めて討論しよう	敬語を適切におおう	
社		日本は世界のどこにある？	心を豊かにする工業 (女性・障害者・高齢者) 社会を変える情報 (インターネットによる人権侵害)	自然災害を防ぐ
算				
理				人のたんじょう
音			世界の音楽 (外国人)	気持ちを合わせて演奏しよう
図		ゆめをかたちに ～新しい世界や人々と、心をつないで～	伝えたい気持ちを箱につめて	
家		家庭生活と家族を見つめよう	家族が喜ぶ食事を作ろう (女性)	家族の一員として家庭や地域でできること
体			心の健康 (子ども)	
外国語			What would you like? (外国人)	What do you have on Monday? (外国人)
特別の教科 道徳		どうすればいいのだろう (子ども) 台湾からの転入生 (外国人)	ペルーはないている (外国人) 知らない間の出来事 (インターネットによる人権侵害) 道案内 (高齢者)	「太陽のようなえがお」が命をつなぐ 和太鼓調べ
総合的な 学習の時間			共に生きるために (高齢者) ・生きがいを見つけて ・地域の先輩から話を聞こう ・地域の安全と役割を考えよう	識字を通して学びを考える (同和問題) ・校内オリエンテーリング ・日本の識字について考える ・識字学級生との交流
特別活動		合宿に向けての仲間づくり	ちがいをみとめよう	避難生活を考えよう (災害と人権) 感謝の花束
生活		縦割り班編成	ウィンター集会	ユニセフ募金 長縄跳び大会
運動			異年齢集団の交流を深め、共通の興味・関心を追求する活動	
学校行事		入学式 春の遠足	運動会 社会見学	6年生を送る会 卒業式
特設等		平和学習 人権作文	人権の花植え	

※個別の人権課題に関する学習 (個別的な視点からの取組) は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみのは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命) や (平和) 等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

(2) 中学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・人権を尊重し、人を大切にする生徒の育成
- ・自ら学び、主体的に行動できる生徒の育成

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認
<p align="center">人権が尊重される社会づくりに向けて、 主体的に行動できる生徒の育成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会
1学年	自分自身を見つめ直したり、仲間とともに認め合ったりするなかで自尊感情を育てる。 身の回りの差別や不合理を見抜き、仲間と協力して解決していく力を育てる。	<p align="center">職員間で共通理解を必要とする事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者の願い ・希望する進路に進ませたい ・いじめのない学校 ・地元の高校に通わせたい ○地域の実情 ・地元の産業が弱く市外で働く者が多い ・地域行事への参加者は高齢者が多く固定化している ○生徒の実態 ・全体的には仲が良いが孤立している生徒もいる
2学年	様々な出会いを通して、自分と地域・社会とのかかわりに気付き、今できることを考える力を育成する。	
3学年	集団の一員として、仲間とともに進路を切り拓いていく力を育てる。 様々な差別の現実に対する正しい理解を深め、人権課題を解決していく意欲と態度を育てる。	
<p align="center">目指す教職員像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。 		

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿

- 不登校傾向にある生徒（4人） ○保護者が外国出身の生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた生徒（3人）
 - いじめの加害者となっていた生徒（5人） ○発達障害など特性のある生徒（8人）
- ※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。

人権学習及び校内研修等の計画

	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1		○	○							○	○
	2	○	○	○	○			○			○	○
	3	○				○	○		○	○	○	○
研修	保護者	○								○		○
	教職員	○	○								○	○

- ※保護者対象のものは、人権教育参観日の公開授業を含みます。
- ※使用する教材については同一校区の小学校と重ならないよう調整してください。
- ※その他には、人権に関する普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連

国語	教材を通して自分の生き方についての考えを広げたり、深めたりする。	技術・家庭	生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し想像する資質・能力を育成する。
社会	自他の人権の大切さを理解し身近な人権課題に関心をもち、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	外国語	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、コミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
数学	論理的思考や合理的な考え方をもち、客観的に判断する態度を育てる。	特別な教科道徳	差別や偏見に気付かせ、人間尊重の精神を育てる。 情報モラル教育
理科	科学的に探求する力、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。	総合的な学習の時間	教科横断的な内容の学習や体験的活動を通して、課題を解決するための実践的行動力や豊かな人間性を養う。
音楽	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して豊かな感性を育てる。	特別活動	学級活動、生徒会活動、学校行事において、望ましい集団活動を通して学び、自他を尊重し社会に貢献する姿勢を養うとともに、人間としての生き方についての自覚を深める。
美術	表現及び鑑賞の幅広い活動を通して豊かな感性を育てる。	特設	教科等で行う人権課題にかかわる学習を補充・深化・統合する。教科外の時間での、ゲストティーチャー（当事者）による講演会等を企画する。
保健体育	協調性・連帯性を育てる。		

- ※特設の時間を設定する際は、各教科等の標準授業時数を確保し、特別活動（学級活動以外）の時数を適切に設定した上で、年度当初に教育計画に位置付けてください。

学校生活等における人権教育の視点

- 朝の挨拶・・・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
- 出席確認・・・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
- 授業・・・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
- 班活動・・・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
- 掃除・・・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の生徒にしんどい役を固定しない。
- 家庭訪問・・・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

中学校第2学年 人権教育年間指導計画(例)

各教科等	1 学 期	2 学 期	3 学 期
国	字のない葉書 小さな労働者(子ども)		わたしが一番きれいだったとき(高齢者)
社	江戸時代のさまざまな身分と暮らし 新しい学問と化政文化(同和問題)	近代文化の形成 広がる社会運動と普通選挙の実現(同和問題)	持続可能な社会に向けて (同和問題、外国人、女性、人権全般)
数		みんなですで使える施設を考えよう、点字を考えてみよう(障害者) 女子の生まれる確率(女性)	
理		生命を維持するはたらき	
音	交響曲第5番ハ短調(障害者)		
美	ゲルニカ、明日への願い	人権ポスター(全般)	
保体			犯罪被害の防止、自然災害による傷害の防止
技・家	家庭のはたらき(子ども・高齢者・女性) 私たちの家庭生活と地域(子ども・高齢者)	幼児とのふれあい(子ども) 災害時の住まいと暮らし(女性・子ども・障害者・高齢者・外国人・性的マイノリティ他)	家庭内の安全(高齢者・障害者)
外	What Can We Do for Others?(子ども)	If You Wish to See a Change(子ども・外国人) Friendship across Time and Borders(外国人)	
特別の教科 道徳	ネット将棋(インターネットによる人権侵害) ※教材は移行期により文部科学省「わたしたちの道徳」(平成26年)より掲載	一冊のノート(高齢者)	正義を重んじ公正・公平な社会を (人権全般・子ども)
総合的な 学習の時間	学びを仲間(子ども・障害者・外国人・平和) 修学旅行についての学習(人権全般・平和)	人権尊重のまちづくり (同和問題・女性・子ども・障害者・外国人・高齢者・災害と人権・性的マイノリティ・人権全般)	
特 別 活 動	気付きと思いやり 自己理解・他者理解	職業人になりきって	男女共同参画の社会を考えよう(女性)
	ボランティア活動 1日体験入学		
学 校 行 事	入学式 修学旅行	体育大会 文化発表会 人権参観日	卒業式
特 設 等	人権意識調査	人権標語づくり(全般)	

※個別の人権課題に関する学習(個別的な視点からの取組)は、発達段階に配慮したうえで教科等と関連づけて、計画的に位置づけることが必要です。

※単元・題材名の横に人権課題を記載しているものは、個別的な視点からの取組を示しています。

※単元・題材名のみものは普遍的な視点からの取組等を示しています。(生命)や(平和)等、重点とする内容を明確にしたい場合は、学校の裁量に応じて記載してください。

(3) 高等学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

- ・学習意欲を喚起し学習習慣を確立させ、学力の向上を目指す。
- ・人間としての在り方や生き方を考えさせるとともに、思いやりの心を育み人権尊重の精神を育てる。

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認	
○人権に関する知的理解の深化 ○人権感覚の育成		○実態把握 ・学力診断 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会	
1学年	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。	職員間で共通理解を必要とする事項 ○保護者の願い ・希望の進路に就かせたい ・いじめのない学校 ・県内で進学させたい ・県内企業に就職させたい ○地域の実情 ・地元の生徒が多く地域も協力的である ・主な地域産業は農家が多い ○生徒の実態 ・全体には仲が良いが孤立している生徒もいる ・部活動への参加率が低い	
2学年	身の周りの人権問題を知り、解決の方法を探る。		
3学年	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。		
(4年生)			
目指す教職員像			
○確かな人権感覚をもち、生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める。			

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿	
○不登校傾向にある生徒（4人） ○保護者が外国出身の生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた生徒（3人） ○いじめの加害者となっていた生徒（5人） ○発達障害など特性のある生徒（8人） ※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。	

人権学習及び校内研修等の計画													
		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
学習	1			○			○		○		○		○
	2	○	○		○			○	○	○			○
	3	○				○						○	○
研修	保護者										○		○
	教職員	○		○						○		○	○

※保護者対象のものは、人権参観日の公開授業を含みます。
 ※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

各教科等における人権教育との関連			
国語	伝え合い、理解し合う力を高めるとともに、ものの見方、考え方を豊かにし、人間としての在り方生き方について考える態度を育む。	芸術	創作活動や鑑賞を通して、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、豊かな人生を創造する態度を養う。
地理歴史	世界の人々の生活や文化の特色や、我が国の伝統や文化について理解と認識を深め、平和で民主的な国家・社会を形成する国民的資質や人権尊重の精神を養う。	外国語	多様性や正義、自由、平等の意義を理解し、様々な人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育む。
公民	現代社会について主体的に考察させ理解を深めるとともに、自他を尊重する感性や人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会を形成するために必要な国民的資質を養う。	家庭	男女や子ども、高齢者などが、家庭や地域の中で互いに助け合い、よりよい社会や暮らしを実現しようとする意欲や態度を育む。
数学	数学的な思考力、判断力を育成し、論理的な思考によって課題に対処しようとする態度を育む。	情報	情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応し人権に配慮して情報を活用しようとする態度を育む。
理科	目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育む。	総合的な学習の時間	自ら課題を見つけ、学び、考えることで、諸問題に主体的に取り組み、周りと協力しながら、よりよく問題を解決する能力を育む。
保健体育	運動の実践を通して、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高めるとともに、個人及び社会生活における健康・安全について理解を深め、生命尊重の精神を養う。	特別活動	ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員として諸課題を解決し、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

学校生活等における人権教育の視点	
朝の挨拶	・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認	・欠席理由を気にかけて、欠席者やホームに貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業	・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動	・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除	・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の生徒にしんどい役を固定しない。
面談（家庭訪問）	・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

【人権教育年間指導計画例】

<生徒への取組計画例（教科、特別活動等）>

※人権課題の欄には以下のうちのいずれかを記入してください

同和問題・子ども・高齢者・女性・障害者・HIV感染者等・外国人・犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害・災害と人権・その他

学年	人権課題	1学期	人権課題	2学期	人権課題	3学期
1学年	その他 インターネットによる人権侵害 子ども その他	○一人一人が大切にされるクラスにしよう(LH) ・人間関係づくり ・HR目標決め ○情報社会におけるコミュニケーション(情報) ○児童憲章・児童虐待(家庭) ○児童労働(地歴) ○生物の多様性と共通性(理科)	その他 障害者 外国人 高齢者 障害者 その他	○1メッセージで伝えよう(LH) ○ユニバーサルデザイン(芸術) ○新しい人権と人権保障の広がり(公民) ○ノーマライゼーション・バリアフリー・シルバーハラスメント(家庭) ○異文化理解(英語) ○新聞を使った意見交流(総学)	HIV感染者等 その他	○性感染症、エイズとその予防(保健体育) ○いいところさがし(LH)
2学年	その他 犯罪被害者等 同和問題	○一人一人が大切にされるクラスにしよう(LH) ○犯罪被害者について講演(LH) ○解放令・水平社(地歴)	ハンセン病回復者 その他 女性 高齢者	○大島青松園訪問報告(LH) ○人権作文コンテスト応募クラス発表・学年発表(LH) ○家族・家庭と社会(家庭) ○加齢と健康高齢者のための社会的とりくみ(保健体育)	外国人 その他	○外国人労働者問題(地歴) ○人権問題と学級の課題を重ね話し合う(LH)
3学年	高齢者 障害者 子ども 女性 同和問題 女性	○高齢者の福祉(家庭) ○社会保障制度(公民) ○デートDV(LH) ○就職(進学)時における人権侵害(LH)	災害と人権 子ども 同和問題 障害者 女性 その他	○災害と人権(LH) ○子どもの権利と福祉(公民・家庭) ○平等権と差別(公民)	人権	○人権教育アンケート、3年間のまとめ(LH)

※一部の教科を例にあげていますが、各教科等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

○教職員研修計画

研修内容	実施月(予定)
・校内研修(組織的・計画的な人権教育のすすめ方)	6月
・校内研修(性的指向、性同一性障害について)	10月

(4) 特別支援学校 人権教育全体計画例

学校教育目標

幼児児童生徒の発達段階に応じて、基礎的生活習慣の確立、健康的な身体づくり、お互いを認め大切にする集団づくりを目指す。

人権教育目標（目指す子ども像）		学習機会を保障する活動の確認	
<p>生命を大切にし、個々を認め合い、 幼児児童生徒の願いやそれを取り巻く人たちの思いを知り、 障害者問題等の様々な人権問題について理解を深める。</p>		<p>○実態把握 ・生活調べ ○授業改善 ・基礎基本の徹底 ・授業評価システム ○加力学習の充実 ○キャリア教育の充実 ○家庭学習の習慣化 ○不登校への対応 ○校内支援委員会</p>	
幼稚園 小学部	自己理解や他者理解を深め、自尊感情を育む。	<h3>職員間で共通理解を必要とする事項</h3> <p>○保護者の願い ・グループホームに入居し、一般就職をさせたい。 ・友だちと仲良くさせるようにしたい。 ○地域の実情 ・寄宿舎に入舎しているため、地域とのつながりが希薄になっている。 ○幼児・児童・生徒の実態 ・作業学習や現場学習はまじめに取り組めるが、コミュニケーションをとるのが少し苦手な児童生徒が多い。</p>	
中学部	身の回りの人権問題を知り、解決の方法を探る。		
高等部	人権が尊重される社会づくりを担う一員としての自覚を養う。		
<h3>目指す教職員像</h3> <p>○確かな人権感覚をもち、児童生徒や保護者に寄り添える。 ○課題解決に向けて積極的に取り組める</p>			

人権が侵害されたり、配慮が必要と思われる子どもの姿

○不登校傾向にある児童生徒（4人） ○保護者が外国出身の児童生徒（1人） ○いじめの被害者となっていた児童生徒（3人）
○いじめの加害者となっていた児童生徒（5人） ○個々の障害

※少人数の学校ではシートを校外に出す場合には配慮が必要です。

人権学習及び校内研修等の計画

		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	HIV感染者等	ハンセン病回復者等	外国人	犯罪被害者等	インターネットによる人権侵害	災害と人権	その他
		学習	小					○					
	中		○		○	○					○	○	○
	高	○				○			○		○	○	○
研修	保護者			○							○		○
	教職員	○		○								○	○

※保護者対象のものは、人権参観日の公開授業を含みます。

※その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習（人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等）、その他の人権課題の学習（性的指向、性同一性障害等）、人種差別等が想定されます。

学校生活等における人権教育の視点

朝の挨拶・・・友だちの体調を気にかけて、良好な人間関係を意識する。
出席確認・・・欠席理由を気にかけて、欠席者や学級に貢献できることを考える。友だちが登校できていることに喜びを感じる。
授業・・・互いの特性に配慮しながら、集団として学ぶことを実感している。人権課題に対する知識理解を深める。
班活動・・・班長が班員に対して配慮する。班長のコーディネートに協力する。意見を出しづらい班員に配慮する。
掃除・・・自分から汚れ（問題）に向き合う。自分の行動できれいになること（解決）を実感する。特定の児童生徒にしんどい役を固定しない
面談（家庭訪問）・・・家族が抱えている社会的不合理や悩みを確認する。子どもの成長に関わる不合理、悩みや希望を確認する。

〈交流及び共同学習〉

各学部で、障害者理解や仲間づくりの輪を広げるために実施する。

学 部	交流先	場 所	内容等
小学部	A小学校 B小学校 C小学校 C小学校 D小学校 D小学校 E小学校	A小学校 本校 本校 C小学校 本校 D小学校 E小学校	もちつき・学習発表会 トランポリンで遊ぶ 歌・ゲーム 新春ウォークラリー 学校見学・レクリエーション 授業参加 授業参加
中学部	F中学校 F中学校 G中学校 G中学校 H特別支援学校 I 社会福祉協議会	F 中学校 本校 本校 本校 本校 I 社会福祉協議会	自己紹介・共同学習 自己紹介・校内案内 自己紹介・風船バレー 調理・学校案内 ボウリング、調理実習等 もちつき大会への参加
高等部	J特別支援学校 K民間団体 L高等学校	本校 本校 本校・L高等学校	自己紹介・校内案内等 文化発表会の参観 授業参加・交流会

※障害の種類及び程度によっては、小・中・高等学校の年間指導計画に準ずる内容について学習することを考える必要があります。

○教職員研修計画

研修内容	実施月（予定）
・校内研修（自尊感情について）	6月
・校内研修（子どもの人権について）	11月